

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月24日
【事業年度】	第71期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）
【会社名】	株式会社キトー
【英訳名】	KITO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鬼頭 芳雄
【本店の所在の場所】	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地
【電話番号】	055 - 275 - 7521
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経営管理本部長 遅澤 茂樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 新宿NSビル9階
【電話番号】	03 - 5908 - 0161
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経営管理本部長 遅澤 茂樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (百万円)	28,095	33,282	35,501	41,855	49,968
経常利益 (百万円)	885	1,572	2,440	4,094	3,423
当期純利益 (百万円)	423	662	1,023	2,361	2,026
包括利益 (百万円)	261	603	2,472	4,484	3,741
純資産額 (百万円)	15,706	15,878	18,012	22,003	25,626
総資産額 (百万円)	28,151	31,510	34,760	41,108	63,183
1株当たり純資産額 (円)	588.84	594.20	670.19	806.32	936.83
1株当たり当期純利益金額 (円)	17.35	25.72	39.71	91.25	77.52
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	17.20	25.60	39.55	90.42	77.11
自己資本比率 (%)	53.8	48.5	49.8	51.2	38.9
自己資本利益率 (%)	2.8	4.3	6.3	12.3	8.9
株価収益率 (倍)	22.1	13.9	13.0	11.6	15.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,908	411	515	4,056	3,338
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,983	1,310	1,746	2,729	8,402
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	385	899	850	465	7,050
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	5,376	5,328	4,132	6,219	9,777
従業員数 (名)	1,720	1,832	1,898	2,094	2,495
(外、平均臨時雇用者数)	(342)	(496)	(656)	(577)	(470)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合、平成26年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第67期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月
売上高 (百万円)	17,331	20,516	21,308	22,577	24,514
経常利益 (百万円)	11	1,166	1,888	2,831	3,062
当期純利益 (百万円)	80	621	993	1,057	1,495
資本金 (百万円)	3,976	3,976	3,976	3,976	3,976
発行済株式総数 (株)	135,241	135,241	135,241	13,524,100	27,048,200
純資産額 (百万円)	13,909	14,284	15,035	15,859	17,257
総資産額 (百万円)	24,107	26,908	26,759	29,108	44,659
1株当たり純資産額 (円)	539.31	553.43	580.14	606.05	656.72
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	2,000.00 (1,000.00)	2,000.00 (1,000.00)	2,000.00 (1,000.00)	40.00 (15.00)	37.50 (25.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	3.31	24.12	38.54	40.86	57.18
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	3.28	24.02	38.39	40.49	56.88
自己資本比率 (%)	57.6	52.9	56.0	54.4	38.6
自己資本利益率 (%)	0.5	4.4	6.8	6.9	9.0
株価収益率 (倍)	115.7	14.9	13.4	25.8	21.3
配当性向 (%)	302.1	41.5	25.9	49.0	43.7
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	639 (143)	646 (187)	633 (193)	650 (161)	674 (192)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合、平成26年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第67期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

## 2【沿革】

昭和7年11月	鬼頭美代志の個人経営として鬼頭製作所を大森（東京都大田区）に創業、チェーンブロック等の製造を開始。
昭和12年6月	合資会社に組織変更。
昭和14年4月	中野島（川崎市多摩区）に分工場を新設。
昭和19年7月	株式会社に組織変更。 鬼頭鉤鎖機器工業株式会社に商号変更。
昭和20年11月	本社工場を大森から中野島（川崎市多摩区）に移転。 株式会社鬼頭製作所に商号変更。
昭和22年10月	営業部門を分離し、鬼頭商事株式会社を設立。
昭和42年11月	株式会社大野製作所を吸収合併、大野シャッター株式会社（シャッター販売部門）を設立。 厚木工場（神奈川県厚木市）を新設。
昭和45年1月	キトーサービスエンジニアリング株式会社を設立。
11月	鬼頭商事株式会社及び大野シャッター株式会社を吸収合併。 株式会社キトーに商号変更。
昭和53年10月	キトーサービスエンジニアリング株式会社を吸収合併。
昭和55年10月	当社株式の店頭登録により株式を公開。
昭和57年5月	新本社工場を山梨県中巨摩郡（現所在地）へ移転するため建設に着工。
昭和58年12月	新本社工場が完成し、旧本社工場（中野島）及び厚木工場を全面移転。
平成2年1月	米国に現地法人KITO INC.（現・連結子会社）及びHarrington Hoists, Inc.（現・連結子会社）を設立。
平成5年1月	東京都渋谷区代々木に東京本社を新設。 カナダに現地法人KITO CANADA INC.（現・連結子会社）を設立。
平成7年5月	中国に合弁会社江陰凱澄起重機械有限公司（現・連結子会社）を設立。
平成8年4月	フィリピンに100%出資の子会社KITO PHILIPPINES, INC.（現・連結子会社）及びKITO PHILIPPINES, INC.の40%出資のKIMA REALTY, INC.を設立。
平成9年8月	タイに合弁会社SIAM KITO CO., LTD.（現・連結子会社）を設立。
平成10年7月	全事業所を対象としてISO9001を取得。
9月	関連会社川崎キトー製品サービス株式会社を連結子会社化。
平成13年2月	本社工場を対象としてISO14001を取得。
6月	KITO INC.の100%出資の子会社Har Ki, Inc.（商標権等管理会社）を設立（現・連結子会社）。
平成14年6月	中国に70%出資の子会社北京KITO - BLUESWORD物流系統集成有限公司を設立。
11月	江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を45%から65%とする。
平成15年1月	100%出資の子会社川崎キトー製品サービス株式会社を吸収合併。
3月	大阪府寝屋川市の西部支社用の土地・建物の売却。大阪府守口市に新事務所を開設。
8月	カーライル・グループ（注）が100%出資する特別目的会社カーライル・ジャパン・ホールディングス・スリー株式会社（以下「CJH3」という。）による当社株式の公開買付（TOB）成立。
10月	当社株式の店頭登録銘柄の登録取消。 「キトーレバブロック LX」が財団法人日本産業デザイン振興会主催の2003年度「グッドデザイン賞」においてグッドデザイン特別賞（金賞）を受賞。
11月	当社株式とCJH3株式との株式交換成立。
12月	CJH3との合併。当社が存続会社となる。
平成16年3月	北京KITO-BLUESWORD物流系統集成有限公司の閉鎖。
3月	中国に100%出資の子会社上海凱道貿易有限公司（現・連結子会社）を設立。
4月	立体自動倉庫を中心とするシステム事業を株式会社ダイフクに譲渡。
平成17年1月	江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を65%から80%とする。
5月	東京都渋谷区代々木の東京本社用の土地・建物の売却。東京都新宿区西新宿の東京オペラシティビル内に新事務所（東京本社）を開設。 江陰凱澄起重機械有限公司の工場を同市内（江蘇省江陰市）の工業団地に全面移転。
平成18年5月	ドイツに100%出資の子会社Kito Europe GmbH（現・連結子会社）を設立。
12月	タイに当社49%出資の子会社SUKIT BUSINESS CO., LTD.（議決権所有割合82.8%）を設立。 同社が当社関連会社SIAM KITO CO., LTD.株式を取得し、両社ともに連結子会社とする。
平成19年8月	東京証券取引所市場第一部へ上場。

- 平成20年 2月 SIAM KITO CO., LTD.の工場をバンコク市からチョンブリ県へ全面移転。  
11月 「キトーチェーンブロック CX」が財団法人日本産業デザイン振興会主催の2008年度「グッドデザイン賞」を受賞。  
韓国に80%出資の子会社KITO KOREA CO., LTD. (現・連結子会社)を設立。
- 平成21年 2月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を80%から87%とする。  
4月 「キトーレバブロック L5」が2008年度日本機械学会優秀製品賞を受賞。  
6月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を87%から88.7%とする。  
10月 KITO INC.の商号をKITO Americas, Inc.に変更。
- 平成22年 3月 KONECRANES PLCとの業務・資本提携契約を締結。  
6月 100%出資の子会社キトーホイストサービス株式会社を設立。同年10月MHSコネクレーンズ株式会社(現コネクレーンズ株式会社)と資産譲渡契約を締結し、同社のホイスト事業を承継後、キトーホイストサービス株式会社にて事業を開始。  
江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を88.7%から90%とする。  
10月 ArmseI MHE Pvt. Ltd. (インド)の全株式を譲受けし、完全子会社化(現・連結子会社)。
- 平成23年 3月 カーライル・グループ保有株の売却  
KITO KOREA CO., LTD.の出資比率を80%から93.3%とする。  
4月 KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA (ブラジル)設立(現・連結子会社)。  
5月 東京本社を東京都新宿区西新宿の新宿NSビル内に移転。  
8月 PT. KITO INDONESIA (インドネシア)設立(現・連結子会社)。  
12月 キトーホイストサービス株式会社を吸収合併。
- 平成24年11月 台湾に55%出資の子会社台湾開道起重機股份有限公司を設立(現・連結子会社)。
- 平成25年 1月 SIAM KITO CO., LTD.の出資比率を74%から80%とする。  
2月 上海凱道貿易有限公司が凱道起重設備(上海)有限公司に商号変更。  
4月 凱道起重設備(上海)有限公司が、連結子会社の江陰凱澄起重機械有限公司に対する割当による増資を実施。結果、増資後の同社の資本金は7,000千米ドルとなり、当社の出資比率は、連結子会社が所有する出資比率を含み94.0%。  
シンガポールに100%出資の子会社KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD.を設立(現・連結子会社)。  
5月 台湾開道起重機股份有限公司が台湾開道股份有限公司に商号変更。  
7月 SIAM KITO CO., LTD.のタイ第2工場が操業を開始。
- 平成26年 8月 米国PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.の全株式を取得、同社及びその子会社3社を連結子会社化。  
10月 比国のKIMA REALTY, INC.を株式売却により連結の範囲から除外する。
- (注) カーライル・グループとは、米国に本拠を置くプライベート・エクイティ・ファンドであり、グローバルに4つの投資分野(バイアウト、不動産、ベンチャー/グロース・キャピタル、レバレッジド・ファイナンス)において自己資金並びに外部投資家の出資により投資活動を展開しております。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社20社の計21社で構成されております。当社グループは、製造・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本、米州、中国、アジア及び欧州の5つを報告セグメントとしております。

当社グループの主な事業内容は、巻上機及びクレーン等の製造、販売であり、当社及び連結子会社ごとに販売体制や取り扱い製品に若干の差はありますが、事業内容としては、すべてホイスト・クレーン事業を展開しており、すべての報告セグメントに共通であります。よって、以下、ホイスト・クレーン事業について、記載いたします。

当社グループは、製品を「標準製品」「特殊製品」「その他」に区分し、顧客ニーズに合致した事業を展開しております。

#### (1) 当社グループの製品別の特徴

##### 標準製品

顧客ニーズの最大公約数をとらえ規格化した製品であり、見込み生産品であります。巻上機及びクレーンともに使いやすさはもとより、安全性や生産性の向上を求める顧客の要望に高次元で応える機能を有しております。

##### 特殊製品

顧客の荷役の内容や環境条件によって異なるさまざまなニーズをとらえオリジナルで設計及び製作し具現化した製品であり、特殊な環境や複雑な条件においても安全性と作業効率向上を求める顧客の要望に柔軟に対応しております。

##### その他

購入後の製品を継続的に安心してご使用頂くため、部品の提供やメンテナンス等のアフターサービス等を行っております。

#### (2) 当社グループの販売体制

当社グループの販売体制は、国内では代理店制度を採用し、主に特約代理店傘下の販売店の一般流通ルートを通じて供給しております。

また、海外では北米、アジア、その他欧州をはじめ各国においてグローバルに事業を展開しており、海外子会社及び海外代理店を通じて供給しております。

#### (3) 当社グループの取り扱い製品

標準製品・特殊製品・その他を機能別に分類すると以下のとおりであります。

標準	特殊	その他	品目	名称	特徴
			手動製品	手動チェーンブロック	人力でハンドチェーンを操作し、荷物を巻き上げ下げする製品で、限られたスペースでも荷物を簡単に移動できることから、主に土木建築現場等で使用されております。
				レバーブロック	荷締め・固定・位置合わせ作業に適した製品で、運輸・橋梁・建築・土木・林業等あらゆる業界で幅広く使用されております。
				手動トロリ	手動チェーンブロック及び電気チェーンブロックと結合し、横行レールに取り付けることで荷物を左右に移動させる製品です。
			電動製品	電気チェーンブロック	電動モータの回転により荷物を巻き上げ下げする製品で、主に工場設備として使用されておりますが、橋梁建設等屋外現場でも幅広く使用されております。
				電気トロリ	電気チェーンブロックと結合し、横行レールに取り付けることで荷物を左右に移動させる製品です。
				ロープホイスト	荷物を巻き上げ下げする媒体として、チェーンではなくワイヤーロープを使用した製品です。
			ピローフックデバイス	玉掛け作業や資材運搬作業等に使用するチェーンスリング、繊維スリング等の製品です。	
-	-	-	バランサ	荷物の表面を空気圧やエアで吸着して、上下、旋回等操作できる製品です。	
		-	チェーン製品	タイヤチェーンや海洋向けのチェーン製品です。	
-	-		その他	補修用部品販売、点検修理等のアフターサービスです。	

(4) 報告セグメント区分ごとの主要な関係会社の名称

当社グループにおける5つの報告セグメント区分ごとの主要な関係会社の名称は以下のとおりであります。

日本  
当社  
米州

Harrington Hoists, Inc.、PEERLESS Chain Co., Inc.、KITO CANADA INC.

及びKITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA

中国

江陰凱澄起重機械有限公司、凱道起重設備(上海)有限公司

アジア

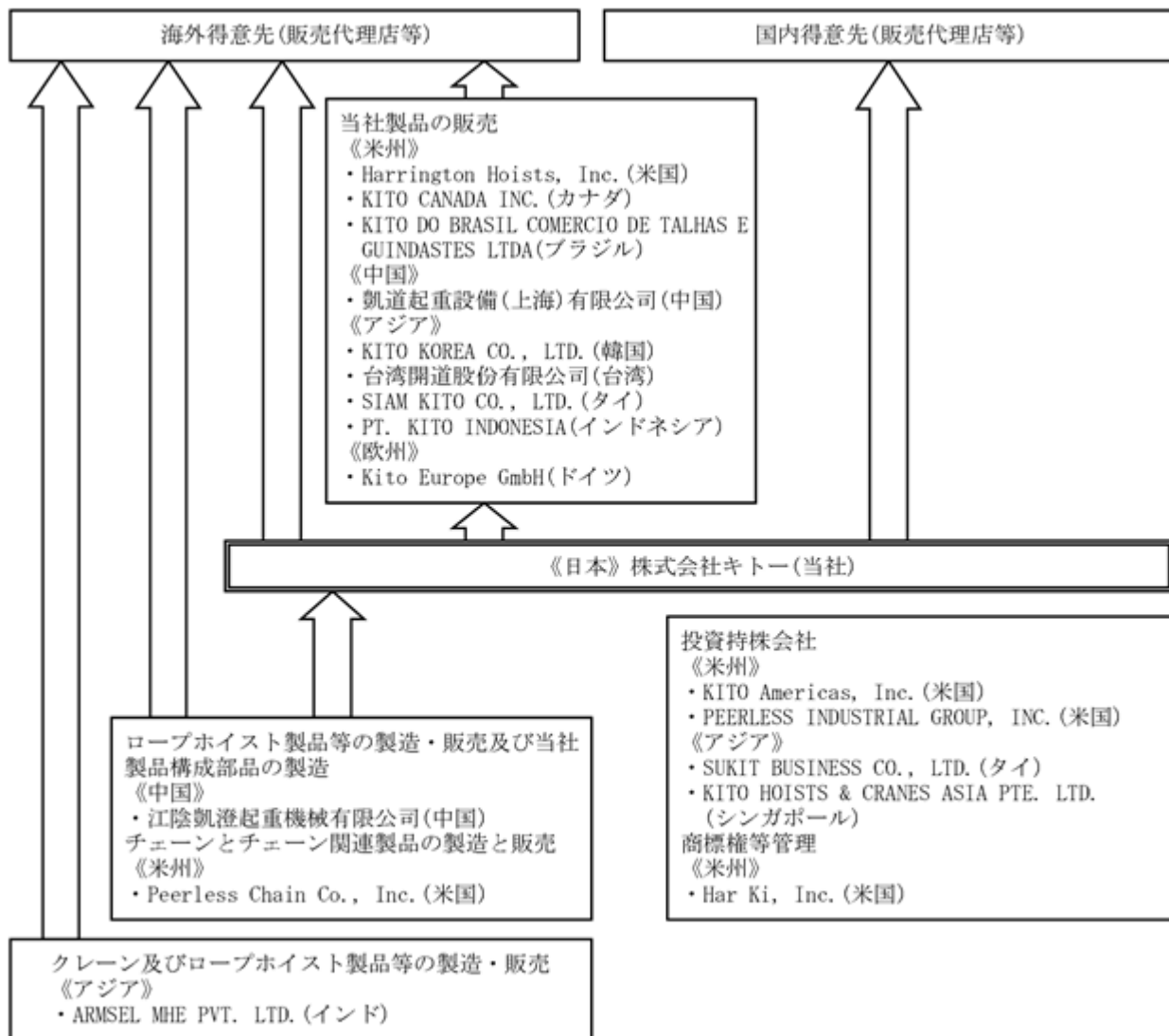
SIAM KITO CO., LTD.、KITO KOREA CO., LTD.、ARMSSEL MHE PVT. LTD.、

PT. KITO INDONESIA、及び 台湾開道股份有限公司

欧州

Kito Europe GmbH

(5) 事業系統図



4【関係会社の状況】

(平成27年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有 [被所有] 割合(%)	関係内容
(連結子会社) KITO Americas, Inc. (注)1、3	アメリカ合衆国 デラウェア州	千US\$ 20,000	Harrington Hoists, Inc. PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.及び Har Ki, Inc.への投資持株会社	100.0	役員の兼任1名
Harrington Hoists, Inc. (注)1、2、3	アメリカ合衆国 ペンシルバニア州	千US\$ 9,500	当社製品の製造・販売	100.0 (100.0)	-
Har Ki, Inc. (注)2、3	アメリカ合衆国 デラウェア州	千US\$ 1	Harrington Hoists, Inc.製品の商標権及び知的財産権の管理	100.0 (100.0)	-
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. (注)1、3、4	アメリカ合衆国 ミネソタ州	千US\$ 20,000	Peerless Chain Co., Inc.への投資持株会社	100.0 (100.0)	-
Peerless Chain Co., Inc. (注)1、2、3、4	アメリカ合衆国 ミネソタ州	千US\$ 20,000	チェーンとチェーン関連製品の製造と販売	100.0 (100.0)	-
SCC Japan合同会社 (注)2、3、4	千葉県柏市	千円 10,000	タイヤチェーン等の販売	100.0 (100.0)	-
KITO CANADA INC.	カナダ ブリティッシュ コロンビア州	千C\$ 800	当社製品の販売	100.0	役員の兼任1名
Kito Europe GmbH	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ	千EUR 3,000	当社製品の販売	100.0	-
SCC-SECURITY CHAIN (EUROPE) HANDELES-GmbH (注)2、3、4	ドイツ連邦共和国 バーデン・ヴュルテンベルク州	千EUR 25	タイヤチェーン等の販売	100.0 (100.0)	-
KITO PHILIPPINES, INC. (注)1、5	フィリピン共和国 ラグナ州	千US\$ 13,989	当社製品構成部品の製造	100.0	役員の兼任1名
凱道起重設備(上海)有限公司 (注)1、2	中華人民共和国 上海市徐匯区	千US\$ 7,000	当社製品の販売	94.0 (54.0)	役員の兼任1名
江陰凱澄起重機械有限公司 (注)1、3	中華人民共和国 江蘇省江陰市	千US\$ 26,000	ロープホイスト製品等の製造・販売及び当社製品構成部品の製造	90.0	役員の兼任3名
SIAM KITO CO., LTD. (注)2	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 100,000	当社製品の製造・販売	80.0 (80.0)	役員の兼任1名
SUKIT BUSINESS CO., LTD.	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 100	SIAM KITO CO., LTD.への投資持株会社	82.8	-
KITO KOREA CO., LTD.	大韓民国 京畿道城南市	千KRW 4,453,080	当社製品の製造・販売	93.3	-
KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD.(注)8	シンガポール共和国	千S\$ 4,460	SIAM KITO CO., LTD.への投資持株会社	100.0	役員の兼任1名
ARMSEL MHE PVT. LTD.	インド共和国 カルナタカ州	千INR 13,500	クレーン及びロープホイスト製品等の製造・販売	100.0	役員の兼任1名
KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUIINDASTES LTDA (注)1	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市	千BRL 12,971	当社製品及びクレーンの販売	100.0	-
PT. KITO INDONESIA	インドネシア共和国 ジャカルタ市	千IDR 10,472,480	当社製品及びクレーンの販売	100.0	役員の兼任1名
台湾開道股份有限公司	台湾台北市	千新台幣\$ 76,500	当社製品及びクレーンの販売	55.0	-
(その他の関係会社) KONECRANES FINANCE CORPORATION (以下「KCF」) (注)6、7	フィンランド共和国 ヒピンカ	千EUR 22,000	事業会社の資金調達	[22.7]	当社との間で業務・資本提携契約を締結しております。
KONECRANES PLC (以下「KONECRANES」) (注)2、6、7	フィンランド共和国 ヒピンカ	千EUR 30,073	クレーン及びクレーン関連機器製造・販売	[22.7] (22.7)	当社との間で業務・資本提携契約を締結しております。



- (注) 1 特定子会社に該当しております。  
2 議決権の所有〔被所有〕割合の( )内は、間接所有割合及び間接被所有割合で内数であります。  
3 売上高(連結相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

	KITO Americas, Inc.	江陰凱澄起重機械有限公司
売上高 (百万円)	20,413	7,429
経常利益 (百万円)	567	932
当期純利益 (百万円)	278	695
純資産額 (百万円)	6,854	6,817
総資産額 (百万円)	27,390	7,820

KITO Americas, Inc.は、Harrington Hoists, Inc.、Har Ki, Inc.、投資持株会社であるPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.及びその子会社3社を連結した金額であります。

- 4 米国PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.の全株式を平成26年8月21日付で取得し、同社及びその子会社3社を連結子会社としました。
- 5 KITO PHILIPPINES, INC.は清算手続中であります。
- 6 KCFは、KONECRANESの100%子会社であります。
- 7 当社との間におきましては、重要な取引関係等はありません。
- 8 KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD.は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
- 9 KIMA REALTY INC.の全株式を平成26年10月28日付で売却いたしました。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成27年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	615 (186)
米州	628 (11)
中国	578 (184)
アジア	588 (79)
欧州	27 (4)
全社(共通)	59 (6)
合計	2,495 (470)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。  
 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であります。  
 なお、臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。  
 3 全社(共通)は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門の従業員であります。  
 4 当連結会計年度において、PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.の全株式を取得し、同社及びその子会社3社を連結の範囲に含めたこと等に伴い、従業員数は前連結会計年度末に比べて401名増加しております。

### (2) 提出会社の状況

平成27年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
674 (192)	41.5	14.9	5,684

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	615 (186)
全社(共通)	59 (6)
合計	674 (192)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。  
 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
 3 臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。  
 4 平均年間給与は、平成27年3月31日現在の表示(賞与及び基準外賃金を含む)となっております。  
 5 全社(共通)は、主に総務部門、経理部門及び経営企画部門の従業員であります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには、昭和43年に発足されたキトー労働組合があり、日本労働組合総連合会に加盟しております。  
 平成27年3月31日現在の組合員数は571名であります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度は、日本においては企業の設備投資意欲が継続し、需要が堅調に推移しました。北米では全般的な回復基調が持続し、企業業績が改善するなか、設備投資の好調な需要に支えられました。一方で、中国は経済の減速傾向が続いており、なおも景気見通しは不透明です。アジアでは成長の勢いに鈍化がみられました。

このような環境の下、当社グループは、中期経営計画において、アジアを中心とした新興市場への事業展開、製品ラインナップの強化、生産及び調達のグローバル展開、クレーンビジネス体制の構築に取り組みを継続してまいりました。

中期経営計画の4年目である当連結会計年度は、アジアを中心とした新興市場と中国の需要が想定以上に落ち込んだものの、好調な米州が補って業績をけん引したこと、平成26年8月21日に全株式取得を完了した米国子会社 PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.（以下、PEERLESS社）を、第3四半期より連結業績に取り込んだことから、前期比で増収となりました。米州事業が大きく成長し、日本国内は民間の設備投資を中心に需要が底堅く推移しました。

一方で利益面では、アジアでの収益悪化の影響が想定以上に大きかったこと、PEERLESS社の株式取得時の在庫評価に関わる一時的な会計処理や、法人税率引き下げに伴う繰延税金資産取崩しといった、いずれも業績予想を発表した時点の想定を上回る費用が発生した結果、前期比で減益となりました。

結果、当連結会計年度の連結売上高は、49,968百万円（前期比19.4%増）となりました。利益は、連結営業利益3,395百万円（前期比15.2%減）、連結経常利益3,423百万円（前期比16.4%減）、連結当期純利益2,026百万円（前期比14.2%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりになります。当社グループは、当社及び連結子会社の所在地域別のセグメント区分で事業活動を展開しております。

セグメントの名称	売上高（前期比）	営業損益（前期比）
日本	24,514百万円 （8.6%増）	4,726百万円 （12.7%増）
米州	21,967百万円 （68.2%増）	744百万円 （17.6%減）
中国	8,504百万円 （2.7%減）	836百万円 （12.4%減）
アジア	5,471百万円 （17.7%減）	374百万円 前年同期は459百万円の営業利益
欧州	1,692百万円 （9.5%増）	9百万円 （79.7%減）

#### （日本）

国内市場向けは、民間の設備投資意欲が継続し、需要が堅調に推移したことと、好調な米州子会社向けの輸出が伸長したことから、売上高は24,514百万円（前期比8.6%増）と増収となりました。営業利益は、円安による影響もあり、4,726百万円（前期比12.7%増）と増益となりました。

#### （米州）

米国では全般的な経済の回復基調を受けて製造業を中心に幅広い業界で需要が継続しました。買収したPEERLESS社が、第3四半期より連結業績に寄与したことから、米州全体では売上高21,967百万円（前期比68.2%増）と、大きく増収となりました。好調な米国が、カナダでのオイルサンドなど天然資源向け需要の低下を補った結果、米州全体で好調を維持しています。PEERLESS社の買収は米国子会社を通じて実施しており、買収コストを米国子会社が負担したため、営業利益は744百万円と、前期比17.6%の減少となりました。

#### （中国）

経済の減速傾向が続き、依然として景気の先行きの不透明感が払拭されないなか、売上高は8,504百万円（前期比2.7%減）、営業利益は836百万円（前期比12.4%減）となりました。

#### （アジア）

中国の景気減速の影響を受けて、タイ及びインドネシアなど成長が見込まれていた市場で投資需要が減退したこと、加えて長期化した政情不安の影響を受けて、タイでは日系進出企業の需要が低調に推移したことにより、売上高は5,471百万円（前期比17.7%減）、利益面では374百万円の営業損失（前年同期は459百万円の営業利益）となりました。前連結会計年度にタイ第2工場の稼働を開始したことで固定費負担が増加したことに加えて、大型案件の採算悪化もあり、大きく減益となりました。

(欧州)

需要が堅調に推移したことから、売上高は1,692百万円(前期比9.5%増)、営業利益は9百万円(前期比79.7%減)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は9,777百万円となり、前連結会計年度末に比べて3,558百万円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは3,338百万円と前年同期比717百万円収入減となりました。これは、税金等調整前当期純利益が3,671百万円、たな卸資産の減少による収入1,004百万円、仕入債務の減少による支出が916百万円となったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは8,402百万円と前年同期比5,673百万円支出増となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が1,365百万円、有形固定資産の売却による収入が932百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が7,840百万円となったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは7,050百万円と前年同期比6,584百万円収入増となりました。これは、長期借入れによる収入が15,824百万円、長期借入金の返済による支出が5,714百万円、配当金の支払額が653百万円となったこと等によるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
日本	24,184	92.0
米州	8,032	-
中国	7,391	87.1
アジア	5,468	83.4
欧州	-	-
合計	45,077	109.1

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 上記の金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
日本	12,676	98.8	879	116.1
米州	22,694	172.7	1,495	221.7
中国	8,764	101.0	866	711.7
アジア	5,213	89.3	959	127.4
欧州	1,605	103.9	122	119.6
合計	50,954	121.3	4,323	179.4

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
日本	12,751	99.2
米州	21,888	168.0
中国	8,198	95.3
アジア	5,442	93.4
欧州	1,686	109.5
合計	49,968	119.4

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

平成28年3月期をゴールとする中期経営計画では、世界の競合相手との競争に耐え得る企業体質と規模を追求することを目標として、以下の4項目を重点課題とし、グローバル市場での事業をより一層強化してまいります。また、各地域のビジネスが多様なかたちで拡大していく中で、核となるキトー理念をグループの共通理念となるよう末端までの浸透を図ります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日（平成27年6月24日）現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 信頼されるモノづくり - 不適合品発生の原因追究と再発防止を徹底する習慣の定着

お客様のLifecycle value（長期的な利益）向上を実現する製品・サービスを提供することで他社の製品・サービスとの差別化を図ります。急速な販売ネットワークの拡大過程においても品質レベルを維持、向上させるため、品質管理・品質保証体制の強化に注力します。

#### (2) 製品戦略の立案、地域事業戦略、製造戦略へ展開

需要地におけるクレーン製造能力を拡充すると共に、エンジニアリング機能及びサービス体制を強化し、ソリューション提案力の向上を図ります。加えて、グローバル市場向けのワイヤーロープホイストの製品開発に注力します。

#### (3) グローバルサプライチェーンの最適化に向けた具体的施策に着手

為替リスクの低減の観点から生産コストの分散化に取り組みます。現在の主要生産拠点である日本及び中国に、米州、アジアを加えた4地域に分散した生産体制への移行を図ります。加えてホイスト機器の基幹部品であるクサリの生産体制についても、日本及び米国を軸に最適化を図ってまいります。

#### (4) グローバル・ビジネスリーダーの育成強化と新グローバル管理手法の確立・運用

文化の異なるメンバーをまとめてチームワークを発揮し、グローバル市場で事業展開を推進する人材の育成を図ります。また、コーポレート・ガバナンスを強化し、健全で効率の良い経営体制の構築に努めます。

海外事業のさらなる拡大を視野に、当社グループのIT基盤の整備をはかり、グループ全体でのITインフラ構築を目指します。

#### 4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因については以下のものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日（平成27年6月24日）現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 経済情勢及び景気動向

当社グループ製品の需要は、設備投資等の経済情勢の変動により、大きな影響を受けることがあり、日本の景気動向だけではなく、特に、当社グループの売上規模が大きい米州、中国を含むアジア等の景気動向によって、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 当社グループの販売体制等について

###### 販売代理店との取引について

当社グループの販売は、一部の特殊製品等において、ユーザー顧客との直接取引を行っているものもありますが、主に販売代理店を通じて行っており、これら販売代理店に対して口銭や報奨金の支払いを行っております。

この販売代理店との長年に渡る協業体制の結果、当社グループは、各国において販売・サービス網を構築しており、様々な業種が当社グループ製品のユーザー顧客に含まれているものと認識しております。

当社グループは、販売代理店との間において、今後も友好的関係を構築・維持できるものと認識しておりますが、当社製品の販売は、販売代理店の営業活動に大きく依存しているため、販売代理店との関係悪化等により取引の継続が困難となった場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響が及ぶ可能性があります。なお、平成27年3月期において、当社グループの連結売上高の1割以上を販売している販売代理店はありません。

###### 海外売上高の割合について

当期における海外の地域別売上高は以下のとおりであります。

###### (地域別売上高)

	米州	中国	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	21,888	8,198	5,676	1,823	677	38,265
連結売上高（百万円）	-	-	-	-	-	49,968
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	43.8	16.4	11.4	3.6	1.4	76.6

当期の当社グループの連結売上高に占める海外売上高の割合は76.6%となっております。とりわけ、米州地域及び中国・アジア地域での販売の依存度が高く、それぞれ43.8%及び27.8%を占めております。それらの地域における販売活動が低迷した場合、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) カントリーリスク等について

当社グループは、日本国内に加えて、米州、中国、アジア、欧州等の諸外国で事業展開しております。海外の国・地域においては日本国内とは異なる経済的・社会的・政治的な要因等があります。

そのため、為替リスクのみならず、貿易摩擦等の経済に起因するリスク、文化や慣習の違いから生ずる労務問題や地域特有の疾病等といった社会的なリスク、戦争、テロといった国際政治に関わるリスク、加えて、商習慣の違いにより取引先との関係構築においても予想し得ないリスク等、予測不可能な事態が生じる可能性があります。

このようなリスクが顕在化した場合、製造工程での生産性低下、販売活動の中断等による影響が懸念され、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響をもたらす可能性があります。

##### (4) 競合について

当社グループは国内外を問わず、同業他社との厳しい競合環境の中であり、同業他社による廉価販売又は新製品開発等の状況によっては、当社グループの競争力が損なわれる可能性も否定できません。

したがって、当社グループのブランド力、販売価格、商品性等が競合他社と比較し、優位性を維持できない場合には、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品の欠陥による影響について

当社グループは、ISO規格に準拠した品質管理基準に従って各種の製品を製造しております。

しかしながら、全ての製品について欠陥がなく、かつ品質不良等が全く発生しない保証はなく、将来的にリコール、苦情又はクレーム等が発生しないという保証もありません。

このような事態が発生した場合には、当社グループブランドに対する顧客の信頼が著しく低下する可能性があり、当社グループへの評価のみならず、業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは、現在、製造物賠償責任保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできている保証はありません。また、引き続きこのような保険に許容できる条件で加入できるとも限りません。

大規模なリコールや製造物賠償責任につながるような製品の欠陥は、多額のコストや当社グループの評価に重大な影響を与え、それによる売上の低下、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 主要原材料及び部品等の調達による影響について

当社グループは、原材料及び購入部品等の多くを外部から購入し、適時、適量の確保を前提とした生産体制をとっております。

当社グループは調達リスク等の回避のため、複数社からの購入を基本としておりますが、一部に、一社からのみ購入する部品があるほか、一部の部品の加工等についても同様に特定の発注先に対して外注を行っております。

このため、当社製品の生産が急増した場合、これら部品の調達が不安定になり、不足等が発生する可能性があります。また、購入先や発注先の経営状態等にも影響を受ける可能性があります。

現状においては、これらの調達先以外から適時に代替品を入手することは難しく、このような事態が長期にわたった場合、当社グループの生産体制に悪影響を及ぼし、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。

また、鋼材等の原材料市場において、需給バランスが崩れることによる原材料価格の高騰が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の生産拠点への集中、依存について

当社グループの主な生産設備は、山梨県又は海外の特定地域に集中しているため、万が一、当該地域で大規模な震災、水害又はその他の災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 為替環境等による影響について

当社グループの主要な生産拠点が日本である一方、近年海外での売上が増大しております。

当社グループには、海外子会社、外貨建ての売上や資産があるため、外国為替相場変動により、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。また、為替相場の変動は、仕入原材料の価格等に影響を与える可能性があります。

(9) 人材確保について

当社グループの発展、成長の糧である人材が適所において確保できない状況又は当社グループがこれまで培ってきた重要な技能・技術の伝承が中断してしまう状況等が顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(10) システム化について

当社グループは、製造・販売・その他の面において、業務合理化のため、業務の一部を電算化、システム化又はオートメーション化しており、情報端末、通信回線等にかかるシステム異常の発生等の重大な障害が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制、業界自主規制、税制等による規制強化、規制緩和の影響について

当社グループは、日本国内のみならず、事業展開する各国において、事業の許認可、国家安全保障、独占禁止、通商、為替、租税、特許、環境等、様々な法的規制を受けております。

当社グループは、これらの法的規制の遵守に努めておりますが、将来これらの法的規制を当社グループが遵守できない場合、また、当社グループの営む各事業の継続に影響を及ぼすような法的規制が課せられる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。



(12) 知的財産権の保護について

当社グループは独自に開発した技術等を有しており、特許権等の取得等により、当該知的財産権の保護に努めております。また、特許を取得した場合、申請対象となる技術等が推定又は模倣される危険性があるため、特許権等の取得にはなじまない技術等があり、それらについては、別途、当該知的財産権の保護に努めております。

しかしながら、当社グループが当社グループの知的財産権を第三者によって不正使用され、当該第三者に対して訴訟を提起する場合、当社グループが不正使用したとして訴訟を提起される場合等、多額の費用を要する可能性もあります。

(13) 繰延税金資産にかかるリスクについて

当社グループは、将来の課税所得に関して合理的かつ保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。

なお、政府で税制関連の法令改正がなされた場合、繰延税金資産の計算に一時的に影響を及ぼす可能性があります。これらの結果、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (1) 技術受入契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社キトー（当社）	三菱電機 F A 産業機器株式会社	日本	新形ロープホイスト	共同開発	平成18年 1月 5日から 平成28年 1月 4日まで

- (注) 1 対価として、共同開発契約書に基づくロイヤリティを支払います。  
2 契約期間満了前までに申し出がない場合は、1年間毎の自動更新となっており、有価証券報告書提出日現在自動更新しております。

### (2) 業務・資本提携契約

会社名	相手方の名称	国名	契約内容
株式会社キトー（当社）	KONECRANES PLC	フィンランド	業務・資本提携

(3) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社（以下「貸付人」という。）との「コミットメントライン変更契約書」

当社（以下、「借入人」という。）は、平成25年 3月29日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「コミットメントライン変更契約」を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先 株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 貸付極度額 5,000百万円
3. 借入金額 本書提出日現在残高 - 百万円
4. 契約期間満了日 平成28年 3月31日
5. 主な借入人の義務 (1) 借入人の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告。 (2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない。 (3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない。 (4) 次の財務制限条項を遵守すること。 平成25年 3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本（純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額）を、平成24年 3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。 平成25年 3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本（純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 少数株主持分の金額 + 自己株式の金額）を、平成24年 3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。 平成23年 3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

- (4) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社（以下「貸付人」という。）との「シンジケートローン契約書」  
当社（以下、「借入人」という。）は、平成26年12月24日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「シンジケートローン契約」を締結しております。  
主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 当初借入金額	118百万USドル
3. 借入金額	本書提出日現在残高 115百万USドル
4. 最終返済日	平成37年1月27日
5. 主な借入人の義務	<p>(1) 借入人及びその子会社の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告</p> <p>(2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない</p> <p>(3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない</p> <p>(4) 次の財務制限条項を遵守すること</p> <p>平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本（純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額）を平成26年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうちいずれか高いほうの金額以上に維持すること。</p> <p>平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本（純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-少数株主持分の金額+自己株式の金額）を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。</p> <p>平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。</p>

## 6【研究開発活動】

### (1) 研究開発活動の方針

当社グループは、マテリアル・ハンドリングの分野において、お客様に継続的な満足と感動を提供することを企業の存在価値とし、その目的達成のため、「品質」「価格」「顧客サービス」「革新」を追求し、研究開発活動においては、常に技術革新に努め、お客様に有益で、かつ独創的な製品の開発に精力的にチャレンジすることを方針としております。

### (2) 主要課題

これまでに蓄積されたノウハウと新たに研究開発された新技術により、機能・性能の向上を図り、品質向上はもとより、先進技術の追求、環境負荷軽減を目指した製品開発と「真のグローバルNo.1のホイストメーカー」に相応しい技術開発力を備えるべく、研究開発に積極的に取り組んでおります。

### (3) 研究開発体制

当社グループの研究開発体制は、開発部が主体となり、テーマ内容により組織横断的な体制が必要となる場合にはプロジェクト体制をとる等、状況に応じた効率的な研究開発体制をとっております。開発テーマには、要素研究テーマと製品開発テーマがありますが、要素研究テーマは会社の将来を担う重要なものであり、製品のコア技術となるものを製品開発に先立って進めております。

### (4) 研究開発の主な成果

当連結会計年度の研究開発活動は、現行基幹製品の徹底したコストパフォーマンスの向上と、将来の事業拡大を考慮した基礎・応用研究から製品開発・モデルチェンジまでを進めております。主な成果としては、エアモータの採用により小型・軽量設計で可搬性にも優れた「キトーエアホイスト」を日本市場及び一部の海外市場へ発売いたしました。また海外市場にて一部地域を除き「キトースーパーマグ」の発売を開始いたしました。モデルチェンジとしましては、構成部品の共通化及びモジュール化により短納期を実現した「新形ジブクレーン」を日本市場へ発売いたしました。

当連結会計年度における研究開発費の総額は877百万円であり、日本で794百万円、米州で25百万円、中国で55百万円、欧州で1百万円であります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日（平成27年6月24日）現在において、当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、並びに報告期間における収益・費用の報告金額に与えるような見積り・予測を必要とします。結果としてこのような見積りと実績が異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社グループの連結財務諸表の作成において使用される重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費に基づき計上しております。

#### 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 繰延税金資産

繰延税金資産について、将来の課税所得及び継続的な税務計画をもって検討し、繰延税金資産の全部又は一部について将来回収可能性がないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上しております。

#### 未払費用

未払費用に計上している売上割戻金について、当該期間に関わる費用を過去の一定期間の支払実績率により計上しております。

#### 退職給付に係る会計処理の方法

##### イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### 固定資産の減損

地理的な配置及び事業性の有無等、資産の性質を基本単位とし、連結子会社については原則として各社を一つの単位として、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個別単位に資産をグルーピングしております。

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

### (2) 財政状態の分析

#### 資産

資産合計は63,183百万円と前連結会計年度末に対し22,075百万円増加いたしました。これは、現金及び預金の増加3,561百万円、受取手形及び売掛金の増加3,179百万円、商品及び製品の増加4,204百万円、のれんの増加3,444百万円等によるものです。

#### 負債

負債合計は37,557百万円と前連結会計年度末に対し18,452百万円増加いたしました。これは、未払費用の増加891百万円、長期借入金の増加14,781百万円、繰延税金負債の増加1,549百万円等によるものです。

#### 純資産

純資産合計は25,626百万円と前連結会計年度末に対し3,623百万円増加いたしました。これは、利益剰余金の増加1,878百万円、為替換算調整勘定の増加1,752百万円、少数株主持分の増加105百万円等によるものです。

### (3) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績については、「第2 事業の状況 1業績等の概要 (1)業績」に記載のとおり、売上高は49,968百万円（前期比19.4%増）、営業利益は3,395百万円（前期比15.2%減）、経常利益は3,423百万円（前期比16.4%減）、当期純利益は2,026百万円（前期比14.2%減）となりました。

## (4) 戦略的現状と見通し

当社グループは、『真のグローバルNo. 1のホイストメーカー』となるという目的のもと、平成24年3月期から平成28年3月期までの中期経営計画を実行しております。

骨子は以下のとおりであります。

平成28年3月期における業績目標

中期経営計画の最終年度にあたる平成28年3月期は、下記の各戦略の取組みを着実に実行することで、売上高600億円、営業利益55億円、営業利益率9.2%の目標達成を目指してまいります。

	平成27年3月期（実績）	平成28年3月期（目標）
連結売上高（億円）	499	600
連結営業利益（億円）	33	55
営業利益率（%）	6.8	9.2

## 地域戦略

主要市場である日本及び米州は、これまでの顧客との信頼関係や強固な代理店網により、その地位を維持強化しつつ業容を拡大してまいります。米国では今後も現地生産によるサプライチェーン合理化を推し進めるとともに、品揃えを拡充しシェア拡大を図ります。中国では、特に内陸部地域での拡大が期待される需要を取り込むべく、代理店網の構築を進めます。タイ、インドネシア、インドなど新興国においては流通網が未整備なため、直販体制をとることで拡大する需要を取り込んでいくほか、クレーン事業の強化及びアフターサービスの充実を図ります。欧州その他の地域では、中心的な市場であるドイツを足がかりに、アフリカその他の地域に事業を展開します。

## 製品戦略

日本及び米州においてワイヤーロープホイスト、シアターホイストなど製品の品揃えの拡充に注力しており、特に米州ではPEERLESS社の吊り具などのホイスト周辺機器、クサリ製品を品揃えに加えました。韓国、タイ、インドではクレーン製造能力の強化、及び日本のエンジニアリング機能強化により、ソリューション提案力の向上を図ります。

## 生産戦略

生産コスト及びリスクを分散化するため、海外の生産能力の拡充に取り組んでおり、北米、中国での生産を拡大いたします。北米最大のクサリ製造会社PEERLESS社を加えたことにより、クサリ製品のサプライチェーン効率化に取り組んでまいります。為替リスクや調達価格の低減への取り組みを継続します。

## 経営管理

地域事業組織と機能組織とのマトリクスによる組織運営を導入し、戦略アクション管理と損益管理を強化しました。加えて、グローバル企業としての生産性向上と経営品質の向上を目指し、人材のグローバル化に取り組んでおり、海外役員の登用、今後成長が見込まれる拠点への積極的な人員配置を実施しております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当社グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは3,338百万円と前年同期比717百万円収入減となりました。これは、税金等調整前当期純利益が3,671百万円、たな卸資産の減少による収入1,004百万円、仕入債務の減少による支出が916百万円となったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは 8,402百万円と前年同期比5,673百万円支出増となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が1,365百万円、有形固定資産の売却による収入が932百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が7,840百万円となったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは7,050百万円と前年同期比6,584百万円収入増となりました。これは、長期借入れによる収入が15,824百万円、長期借入金の返済による支出が5,714百万円、配当金の支払額が653百万円となったこと等によるものです。

資金需要

当社グループの資金需要のうち主なものは、製品製造のための材料及び部品の購入のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。営業費用の主なものは人件費及び広告費等のマーケティング費用であります。

研究開発費

当社グループの研究開発費は、販売費及び一般管理費の一部として計上されておりますが、研究開発部門に携わる人件費が主要な部分を占めております。

借入金

当社グループは、株式会社三井住友銀行他3行と運転資金を対象としたコミットメントライン契約とPEERLESS社買取資金を対象としたシンジケートローン契約を締結しております。

平成27年3月31日現在、運転資金を対象としたコミットメントライン契約による借入金残高はなく、PEERLESS社の買取資金を対象としたシンジケートローン契約による借入金残高は14,180百万円(118百万USドル)であります。また、子会社の現地での借入金残高は2,327百万円であります。

財務政策

当社グループは、運転資金及び設備投資資金については借入金、社債及び自己資金で賄っております。また、資金需要の高い子会社については外部からの借入も利用しております。

当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローを中心に財務の健全性に気を配りつつ、外部からの借入金も活用し資金需要を賄っていく予定であります。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は1,408百万円であり、日本においては、主に耐震補強工事、生産設備等の更新を中心に894百万円の投資等を行いました。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

##### (1) 提出会社

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
本社工場 (山梨県中巨摩郡昭和町)	日本	生産設備	1,831	1,219	983 (160,024)	55	309	4,399	415
	日本	その他の設備	60	10	15 (2,688)	2	45	133	41
東京本社 (東京都新宿区)	日本	販売設備	24	-	- (-)	-	8	32	90
	日本	その他の設備	-	-	- (-)	-	-	-	30

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。  
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」の合計であります。  
4 上記の他、主要な賃借設備の内容はありません。

##### (2) 在外子会社

平成27年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Harrington Hoists, Inc. (アメリカ合衆国ペンシルバニア州)	米州	販売設備	258	108	59 (25,213)	35	460	203
Peerless Chain Co., Inc. (アメリカ合衆国ミネソタ州)	米州	生産設備	159	1,868	29 (13,152)	138	2,197	385
江陰凱澄起重機械有限公司 (中華人民共和国江蘇省江陰市)	中国	生産設備	1,573	1,151	- (-)	60	2,785	702
Kito Europe GmbH (ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ)	欧州	販売設備	2	12	- (-)	7	22	33
SIAM KITO CO., LTD. (タイ王国チョンブリ県)	アジア	販売設備	692	265	289 (49,623)	89	1,337	360
KITO KOREA CO., LTD. (大韓民国京畿道城南市)	アジア	販売設備	227	51	165 (4,955)	8	454	31
ARMSEL MHE PVT. LTD. (インド共和国カルナタカ州)	アジア	生産設備	49	53	113 (11,650)	7	223	188

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。  
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「リース資産」、「建設仮勘定」の合計であります。  
4 上記の他、主要な賃借設備の内容はありません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本社工場 (山梨県中巨 摩郡昭和町)	日本	本社工場耐震 補強対策	426	-	自己資金 借入金	平成27年 4月	平成28年 3月	維持更新
			自社利用ソフト ウェア作成	314	-	自己資金 借入金	平成27年 4月	平成28年 3月	維持更新
			塗装設備 の新設	200	-	自己資金 借入金	平成27年 4月	平成28年 3月	生産能力 拡大
			鎖生産ライン 強化	130	-	自己資金 借入金	平成27年 4月	平成28年 3月	生産能力 拡大

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項は、ありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	94,000,000
計	94,000,000

(注)平成26年7月23日開催の取締役会決議により、平成26年10月1日付で株式分割(1株を2株に分割)に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は47,000,000株増加し、94,000,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,048,200	27,048,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	27,048,200	27,048,200	-	-

(注)平成26年7月23日開催の取締役会決議により、平成26年10月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより、発行済株式数は13,524,100株増加し、発行済株式総数は27,048,200株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

定時株主総会の特別決議及び取締役会決議（平成21年6月24日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	235 （注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	47,000 （注）1・6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 537 （注）2・6	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月25日～ 平成31年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 537 資本組入額 269 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株とする。  
但し、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（平成21年6月25日。以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

#### (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

#### (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（2）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

#### (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

#### (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記（注）4に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

#### (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合（但し、定年退職による場合を除く。）並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
  - (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- 5 下記期日をもってストック・オプションが放棄されております。

平成23年3月31日付

新株予約権放棄数	100個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式100株

- 6 当社は平成25年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数（株）、新株予約権の行使時の払込金額（円）、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）がそれぞれ変更されております。

また、当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数（株）、新株予約権の行使時の払込金額（円）、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）がそれぞれ変更されております。

第7回新株予約権

定時株主総会の特別決議（平成21年6月24日）及び取締役会決議（平成22年5月25日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	400 （注）1	325 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	80,000 （注）1・5	65,000 （注）1・5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 605 （注）2・5	同左
新株予約権の行使期間	平成24年5月26日～ 平成32年5月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 605 資本組入額 303 （注）5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株とする。  
但し、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（平成22年5月26日。以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

#### (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

#### (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（2）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

#### (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

#### (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記（注）4に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

#### (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。



#### 4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合（但し、定年退職による場合を除く。）並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

- 5 当社は平成25年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数（株）、新株予約権の行使時の払込金額（円）、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）がそれぞれ変更されております。

また、当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数（株）、新株予約権の行使時の払込金額（円）、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）がそれぞれ変更されております。

第9回新株予約権

定時株主総会の特別決議（平成22年6月24日）及び取締役会決議（平成23年5月26日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	150 （注）1・5・6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,000 （注）1・5・6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 391 （注）2・6	同左
新株予約権の行使期間	平成25年5月27日～ 平成33年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 391 資本組入額 196 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株とする。  
但し、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（平成23年5月27日。以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

#### (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

#### (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（2）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

#### (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

#### (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記（注）4に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

#### (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合（但し、定年退職による場合を除く。）並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- 5 下記期日をもってストック・オプションが放棄されております。

平成23年10月19日

新株予約権放棄数	100個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式100株

平成25年4月30日

新株予約権放棄数	100個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式10,000株

平成25年12月31日

新株予約権放棄数	50個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式5,000株

- 6 当社は平成25年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数（株）、新株予約権の行使時の払込金額（円）、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）がそれぞれ変更されております。

また、当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数（株）、新株予約権の行使時の払込金額（円）、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）がそれぞれ変更されております。

第10回新株予約権

定時株主総会の特別決議（平成24年6月22日）及び取締役会決議（平成25年5月28日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	100 （注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,000 （注）1・5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 853 （注）2・5	同左
新株予約権の行使期間	平成27年5月29日～ 平成35年5月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 853 資本組入額 427 （注）5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株とする。  
但し、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（平成25年5月29日。以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

#### (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

#### (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（2）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

#### (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

#### (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記（注）4に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

#### (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合（但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。）並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
  - (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- 5 当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数（株）、新株予約権の行使時の払込金額（円）、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）がそれぞれ変更されております。

第11回新株予約権

定時株主総会の特別決議（平成25年6月20日）及び取締役会決議（平成26年5月27日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	300 （注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60,000 （注）1・5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1,140 （注）2・5	同左
新株予約権の行使期間	平成28年5月28日～ 平成36年5月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,140 資本組入額 570 （注）5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株とする。  
但し、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（平成26年5月28日。以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$



また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

#### (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

#### (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（2）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

#### (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

#### (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記（注）4に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

#### (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合（但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。）並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
  - (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- 5 当社は平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数（株）、新株予約権の行使時の払込金額（円）、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）がそれぞれ変更されております。

第12回新株予約権

定時株主総会の特別決議（平成26年6月24日）及び取締役会決議（平成27年5月26日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	-	50 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	-	10,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	-	1株当たり 1,252 (注) 2
新株予約権の行使期間	-	平成29年5月27日～ 平成37年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	-	発行価格 1,252 資本組入額 626
新株予約権の行使の条件	-	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	-	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株とする。  
但し、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（平成27年5月27日。以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

#### (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

#### (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（2）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

#### (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

#### (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記（注）4に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

#### (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合（但し、定年退職による場合を除く。）並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年4月1日 (注)1	13,388,859	13,524,100	-	3,976	-	5,199
平成26年10月1日 (注)2	13,524,100	27,048,200	-	3,976	-	5,199

- (注) 1 平成25年4月1日付をもって1株を100株に株式分割し、発行済株式総数が13,388,859株増加しており、発行済株式総数残高が13,524,100株となっております。
- 2 平成26年10月1日付をもって1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が13,524,100株増加しており、発行済株式総数残高が27,048,200株となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	28	33	93	74	6	6,116	6,350	-
所有株式数(単元)	-	68,061	6,420	13,549	105,715	310	76,411	270,466	1,600
所有株式数の割合(%)	-	25.16	2.37	5.01	39.09	0.11	28.25	100.00	-

(注) 自己株式815,016株は、「個人その他」に8,150単元及び「単元未満株式の状況」に16株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
CBLDN KONECRANES FINANCE OY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	CITIGROUP CENTRE 33 CANADA SQUARE CANARY WHARF LONDON E14 5LB UNITED KINGDOM (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	5,950,000	22.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,798,300	6.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,018,900	3.77
GOLDMAN, SACHS & CO REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー)	850,000	3.14
株式会社YKキャピタル	山梨県甲府市古府中町6028-14	740,000	2.74
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	670,400	2.48
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	338 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	596,944	2.21
志野 文哉	北海道札幌市北区	585,700	2.17
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K (東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー)	536,093	1.98
キトー オーナーシップ 持株会	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地株式会社キトー内	381,900	1.41
計	-	13,128,237	48.54

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,798,300株  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,018,900株

2 上記のほか当社所有の自己株式815,016株(3.01%)があります。

( 8 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 815,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,231,600	262,316	-
単元未満株式	普通株式 1,600	-	-
発行済株式総数	27,048,200	-	-
総株主の議決権	-	262,316	-

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キトー	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地	815,000	-	815,000	3.01
計	-	815,000	-	815,000	3.01

( 9 ) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。  
当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成21年6月24日定時株主総会及び取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月24日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第5回新株予約権	
決議年月日	平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成21年6月24日定時株主総会及び平成22年5月25日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成22年5月25日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第7回新株予約権	
決議年月日	平成22年5月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上



(平成22年6月24日定時株主総会及び平成23年5月26日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月24日開催の定時株主総会及び平成23年5月26日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第9回新株予約権	
決議年月日	平成23年5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成24年6月22日定時株主総会及び平成25年5月28日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成24年6月22日開催の定時株主総会及び平成25年5月28日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第10回新株予約権	
決議年月日	平成25年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成25年6月20日定時株主総会及び平成26年5月27日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成25年6月20日開催の定時株主総会及び平成26年5月27日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第11回新株予約権	
決議年月日	平成26年5月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成26年6月24日定時株主総会決議及び平成27年5月26日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成26年6月24日開催の定時株主総会及び平成27年5月26日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第12回新株予約権	
決議年月日	平成27年5月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成27年6月23日定時株主総会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成27年6月23日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（人数は未定）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	200,000株を上限とする。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	未定 （注）2
新株予約権の行使期間	付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株とする。

但し、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「終値」という。）の平均値又は割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）のうち、いずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（2）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件  
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限  
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下に準じて決定する。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権の取得事由及び条件
- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	50	65,950
当期間における取得自己株式	-	-

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(ストック・オプションの行使に対する付与)	107,000	56	15,000	6
保有自己株式数	815,016	-	800,016	-

(注) 当社は、平成25年4月1日付にて、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っており、更に当社は平成26年10月1日付にて、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数を記載しております。

## 3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対し、会社の業績を勘案した適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるために内部留保資金の充実を図ることが重要であると考えております。

この方針に従って、剰余金の配当は連結での配当性向20%以上を目処として、連結業績や財務状況を総合的に勘案の上決定し、配当水準の向上に努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、期初の計画に従い、中間配当1株当たり25円に、期末配当1株当たり12.50円を加えた年間37.5円(連結配当性向32.3%)としております。

今後当社グループといたしましては、内部留保資金を活用しながら財務体質の一層の強化と世界的視野に立った事業展開を推進し、引き続き業績の拡大に邁進する所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

基準日が当連結会計年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成26年11月13日 取締役会決議	326	25.00
平成27年6月23日 定時株主総会決議	327	12.50

(注) 当社は、平成26年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	120,900	77,000	103,400	2,368	3,065 1,412
最低(円)	56,000	50,500	53,500	910	1,845 1,082

- (注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。  
 2 平成25年4月1日付にて、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。  
 3 は、株式分割(平成26年10月1日付、1株につき2株の割合をもって分割)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月
最高(円)	1,379	1,412	1,240	1,199	1,182	1,270
最低(円)	1,171	1,173	1,118	1,110	1,101	1,082

- (注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。  
 上記株価はいずれも、平成26年10月1日付の株式分割(1株 2株)による権利落後の株価であります。

5【役員の状況】

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注)7
代表取締役社長	社長執行役員 グローバルソリューション 本部長	鬼頭芳雄	昭和38年6月4日	<p>昭和63年11月 当社入社 平成4年6月 取締役 平成10年6月 常務取締役 平成11年4月 専務取締役 平成12年7月 専務執行役員 平成17年4月 代表取締役副社長 副社長執行役員 平成18年1月 代表取締役社長 社長執行役員 平成23年11月 代表取締役社長 社長執行役員 国内営業本部長 平成25年4月 代表取締役社長 社長執行役員 東アジア事業本部長 平成26年4月 代表取締役社長 社長執行役員 グローバルソリューション本部長(現任)</p> <p>(他の法人等の代表状況)</p> <p>平成18年1月 江陰凱澄起重機械有限公司 董事長 平成18年7月 KITO CANADA INC./ Chairman 平成23年5月 KITO Americas, Inc./ Chairman</p>	(注)3	162,500
常務取締役	常務執行役員 グローバル生産・品質保証 管掌 兼 調達本部長	讓原経男	昭和32年12月26日	<p>昭和55年4月 当社入社 平成19年4月 執行役員 技術開発副本部長 平成21年4月 執行役員 技術開発本部長 平成21年10月 執行役員 技術開発本部長 兼 製造 副本部長 兼 開発部長 平成22年4月 執行役員 技術開発本部長 兼 製造 本部長 兼 開発部長 平成22年6月 取締役 執行役員 技術開発本部長 兼 製造本部長 兼 開発部長 平成23年4月 常務取締役 常務執行役員 グローバル 生産・品質保証・技術開発本部管 掌 兼 技術開発本部長 平成25年4月 常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証・技術開発 本部管掌 兼 調達本部長 平成25年12月 常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証管掌 兼 技術開発本部長 兼 調達本部長 平成27年4月 常務取締役 常務執行役員 グローバ ル生産・品質保証管掌 兼 調達本部 長(現任)</p> <p>(他の法人等の代表状況)</p> <p>平成23年4月 江陰凱澄起重機械有限公司 董事</p>	(注)3	20,600



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注) 7
常務取締役	常務執行役員 経営企画室・ 経営管理本部 管掌	宮脇彰秀	昭和33年 8月 4日	<p>昭和57年 4月 トヨタ自動車販売株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社)入社 平成 2年 9月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパ ン・インコーポレイテッド入社 平成 6年 6月 ウィリアム・エム・マーサー株式会社 (現 マーサージャパン株式会社)取 締役 平成 9年 8月 クライスラー・ジャパン・セール株式会社 人事総務本部長及びクライスラー・ア ジアパシフィック地域本社 副社長 平成12年 5月 S A P ジャパン株式会社 バイスプレジデント 平成15年 6月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式 会社メディカルカンパニー バイスプ レジデント 平成18年 4月 同社シニアバイスプレジデント 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス・ ホールディングス 専務執行役員 平成25年11月 当社入社 平成25年12月 常務執行役員 経営企画室・経営管理 本部管掌 平成27年 6月 常務取締役 常務執行役員 経営企画室・経営管理本部管掌(現 任) (他の法人等の代表状況) 平成27年 6月 KITO HOISTS &amp; CRANES ASIA PTE. LTD./Director</p>	(注) 4	0
取締役	執行役員 経営企画室 長 兼 経営 管理本部長	遅澤茂樹	昭和37年10月12日	<p>昭和60年 4月 当社入社 平成18年 4月 江陰凱澄起重機械有限公司 董事 兼 副總經理 平成20年 7月 経営企画部長 平成23年 4月 執行役員 経営企画室長 平成24年 1月 執行役員 経営企画室長 兼 経営管 理副本部長 平成24年 4月 執行役員 経営企画室長 兼 経営管 理本部長 平成24年 6月 取締役 執行役員 経営企画室長 兼 経営管理本部長(現任) (他の法人等の代表状況) 平成27年 3月 KITO PHILIPPINES, INC./ Chairman &amp; President 平成27年 6月 KITO HOISTS &amp; CHANES ASIA PTE. LTD./Director</p>	(注) 3	35,000
取締役	-	山田和広	昭和38年 3月28日	<p>昭和60年 4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井 住友銀行)入行 平成11年 4月 大和証券S Bキャピタルマーケット株 式会社(現 大和証券株式会社)に出 向 平成13年 2月 カーライル・ジャパン・エルエルシー ディレクター 平成15年11月 当社取締役(現任) 平成17年 1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター(現任) 平成24年 1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 日本共同代表(現任)</p>	(注) 3	14,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注)7
取締役	-	淡輪敬三	昭和27年9月19日	昭和53年4月 昭和62年7月 平成5年7月 平成9年7月 平成19年2月 平成25年7月 平成26年7月 日本鋼管株式会社入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インク・ジャパン入社 同社 パートナー ワトソンワイアット株式会社(現 タ ワーズワトソン株式会社)代表取締役 社長 当社取締役(現任) タワーズワトソン株式会社取締役会長 タワーズワトソン株式会社シニアアド バイザー(現任)	(注)3	46,500
取締役	-	松島克守	昭和20年7月17日	昭和46年4月 昭和48年4月 昭和57年8月 平成9年2月 平成11年8月 平成20年6月 平成22年6月 石川島播磨重工業株式会社(現 株式 会社IHI)入社 東京大学工学部助手 日本IBM株式会社入社 プライスウォーターハウスコンサル タント株式会社(現 プライスウオー ターハウスクーパース株式会社)常務 取締役 東京大学大学院工学系研究科教授 東京大学名誉教授(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	27,300
常勤監査役	-	米山健太郎	昭和33年4月14日	昭和56年4月 平成18年8月 平成23年4月 平成27年4月 平成27年6月 当社入社 内部監査室 室長 人事総務部 部長 監査役付 部長 当社常勤監査役(現任)	(注)5	10,000
監査役	-	安永雅俊	昭和27年4月14日	昭和59年4月 昭和63年8月 平成3年10月 平成6年12月 平成7年1月 平成19年2月 弁護士登録 長島・大野法律事務所(現 長島・大 野・常松法律事務所)入所 イリノイ大学カレッジ・オブ・ローに 留学 長島・大野法律事務所(現 長島・大 野・常松法律事務所)復帰 畠澤 若井 法律事務所(現 畠澤 若井 安永 法律事務所)入所 同社 パートナー(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)5	15,500
監査役	-	濱田清仁	昭和32年11月30日	昭和60年10月 平成1年4月 平成9年2月 平成10年2月 平成10年4月 平成19年6月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査 法人トーマツ)入所 公認会計士登録 監査法人トーマツ(現 有限責任監査 法人トーマツ)退所 税理士登録 よつば総合会計事務所開設 パートナー就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)5	4,600
計						336,600

- (注)1 取締役 山田和広、淡輪敬三及び松島克守の各氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 安永雅俊及び濱田清仁の各氏は、社外監査役であります。
- 3 宮脇彰秀以外の取締役の任期は平成26年6月24日開催の定時株主総会から、2年以内に終了する事業年度の  
うち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 取締役宮脇彰秀の任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までであります。
- 5 監査役の任期は、平成27年6月23日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終の  
ものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

- 6 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は次の14名であります。

地位	氏名	担当
社長執行役員	鬼頭 芳雄	グローバルソリューション本部長
常務執行役員	譲原 経男	グローバル生産・品質保証管掌 兼 調達本部長
常務執行役員	伊藤 祝	-
常務執行役員	Edward W. Hunter	米州・E M E A事業管掌 兼 米州・E M E A事業本部長
常務執行役員	黄 瓏琳	中国事業管掌 兼 中国事業本部長
常務執行役員	宮脇 彰秀	経営企画室・経営管理本部管掌
執行役員	遅澤 茂樹	経営企画室長 兼 経営管理本部長
執行役員	福村 治	東アジア事業本部長
執行役員	鈴木 透	米州・E M E A事業副本部長 兼 E M E A事業部長
執行役員	堀内 守	東南アジア事業本部長
執行役員	河野 俊雄	KITO Global One Project担当
執行役員	坂入 昌朝	事業開発室長
執行役員	早川 公明	製造本部長
執行役員	山田 浩	技術開発本部長

- 7 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

お客様に、満足と感動を提供することを当社の存在価値と認識し、法令遵守に基づくキトー・コンプライアンス・マニュアル(企業倫理規範)を企業倫理の基本として、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意志を決定することによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

その上で、コーポレート・ガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会の改革、監査役の監査機能の強化、適時開示体制の強化等に取り組んでおります。

企業統治の体制

#### イ 企業統治の体制の概要

取締役会は、有価証券報告書提出日現在取締役7名(うち3名は社外取締役)で構成され、当社の重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。また、当社は、意思決定・監督機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化と機動的な業務執行を図るため、執行役員制度(執行役員14名、うち、取締役兼務者4名)を導入しており、取締役会は社長以下の執行役員を選任し、各執行役員の業務執行を監督しております。

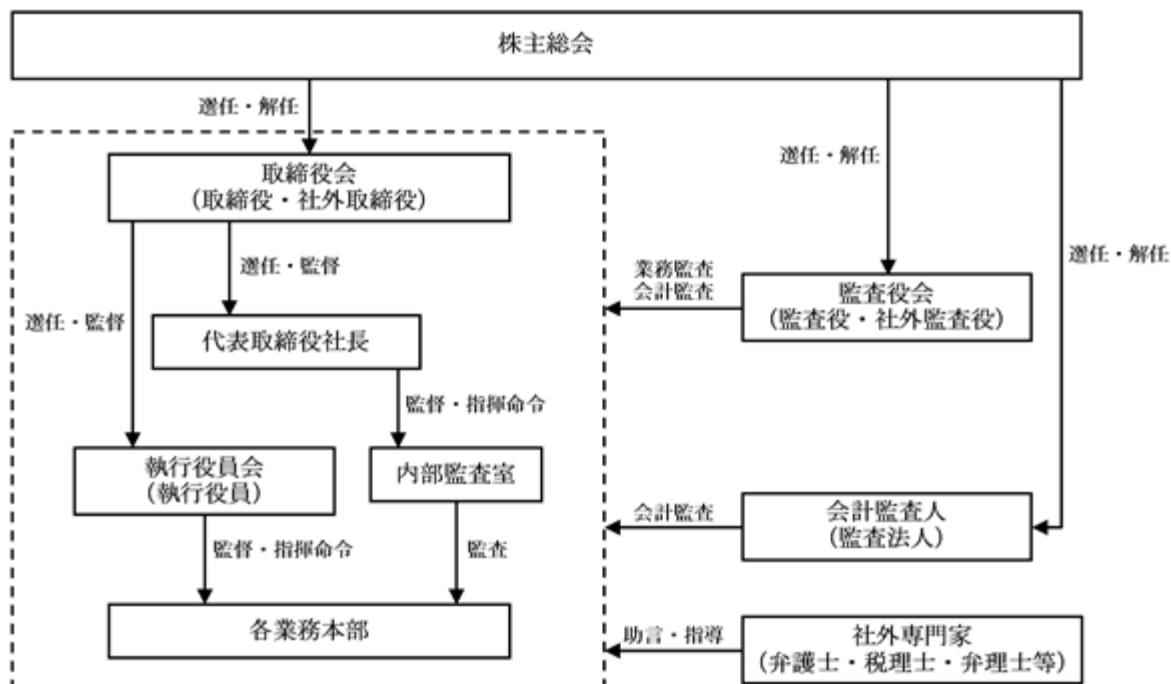
- ・取締役会は、原則月1回開催するほか、重要な決定事項等が生じた場合は必要に応じ臨時取締役会を開催しており、迅速かつ的確な経営判断が実施できる体制となっております。  
当社取締役会は、当社グループの最高意思決定機関と位置づけられており、グループにかかる重要な意思決定は当社取締役会を通じて行い、グループ全体の統制を図っております。  
また、代表取締役は具体的な職務執行状況について、毎月報告を行っております。
- ・執行役員会は、重要事項を詳細に審議し、各本部業務の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的として、社長以下執行役員により、毎月取締役会開催前に開催しております。  
また、各執行役員は「職務分掌・権限規則」及び「決裁権限規則」にて定められた職務分掌及び権限に従い、業務執行を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日現在常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で監査役会を構成しております。

#### ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、監査役設置会社であり、取締役会による業務執行の監督及び監視機能と監査役会による監査機能を有しております。それを、社外取締役と監査役会等の連携により強化しております。

国際公認投資アナリストや経営コンサルタントとして製造業界を始め各種業界について精通している社外取締役が経営者の見地から当社の業務執行を監視し、また、会計・法務等専門的見地を有する社外監査役及び当社出身の常勤監査役が内部監査部門である内部監査室等と連携して監査を行うことにより業務の適正を確保していると考えているため、当社のコーポレート・ガバナンス体制として、次の概要図の体制を採用しております。



## 八 その他の企業統治に関する事項

### ・ 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において、経営の方針、計画、戦略等が決定され、これに基づく執行役員の職務の執行についてより実効性を高めるための内部統制システムの整備、運用を行っております。具体的には、組織管理、予算統制、業務文章、職務権限等に関する規程の整備・運用を通して、迅速かつ的確な業務執行を实践するための内部統制システムを運営しております。

また、業務執行状況については、取締役会等での進捗管理のほか、監査役及び内部監査室が監査を定期的実施しており、執行役員及び各部署長は、適宜、監査結果に対する改善計画を策定し実施しております。

### ・ リスク管理体制の整備の状況

製造会社にとって潜在的に大きなリスク要因となりうる環境・品質・安全等の分野においては、社内にISO規格及び労働安全衛生法に定められたそれぞれの委員会を運営しております。環境と品質については、それぞれの委員会の指定する社員がISO監査委員となり、定期的に監査を実施しており、安全については、毎月1回以上の委員による安全巡視を行っております。環境と品質の監査結果及び安全衛生活動の状況については、監査役にも報告しております。

### ・ 提出会社の子会社の業務の適正を確保する為の体制整備の状況

当社は、グループとしての統一的事业戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため、当社及び子会社による稟議事項を規定する「グローバル決裁権限規則」及び子会社の取締役等からの事前稟議事項及び報告事項を規定する「関係会社管理規則」を制定し、両規則による稟議・報告体制を整備し、両規則に則った経営を推進しております。また、関係会社管理規則により、業績については、定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築しております。

さらに、当社は、リスク管理に関する基本規定(「リスク管理規定」)を制定し、これを当社グループのリスク管理に関する最上位規範として位置づけて、リスク管理事項を分掌する役員を任命するほか、リスク管理体制の当社主管部門として、経営企画担当部署を当社及び子会社のリスク管理事務局として定めて、リスク管理を推進することとしており、当社グループのリスク管理については、早急に体制整備と運用を行うこととしています。

このほか、当社内部監査室は、当社及び子会社の当該部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行っております。また、当社グループの取締役等、監査役(子会社でこれに相当する地位にある者を含む)又は使用人は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合、その内容を速やかに報告する体制としており、その上、当社グループの内部通報制度については、早急に体制整備と運用を行うこととしています。

## 二 責任限定契約の内容の概要

当社では、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を同法第425条及び第426条に規定する限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

加えて、当社は、平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行されたことに伴い、定款を、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く)及び監査役との間でも責任限定契約を締結することができるよう改定し、平成27年6月23日付にて変更しております。

#### 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査組織は、代表取締役社長直轄の専従組織として内部監査室を設置しており、マネージャー以下3名の体制としております。また、監査役監査の組織は、常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で構成される監査役会としております。

社外監査役2名のうち1名は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

また、社外監査役のもう1名は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、法務的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立役員として選任しております。

#### イ 内部監査の状況

内部監査室は、財務報告に関する内部統制状況の内部監査を含めて、当社及び関係会社の経営に関する各種執行活動の各種基準等への準拠性及び業務の執行管理全般に関する内部監査を行い、当社並びに関係会社の業務の改善・経営の効率化を図っております。

内部監査担当者は、年間の計画に基づき監査を実施し、改善要求に対する被監査部門の取組状況の確認を行っております。

#### ロ 監査役監査の状況

各監査役は、監査役会で決定された監査役監査計画に基づき監査を行うと共に、取締役会や執行役員会等の重要な会議へ出席し意見を述べる他、取締役の職務執行に関して厳正な監督・監査を行っており、取締役からの直接の聴取、重要書類の閲覧を行う等、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

また、効率的な監査、高水準の監査を遂行するため、定例監査役会を開催し、策定した監査役監査計画、監査の実施状況、監査結果等を検証しております。

更に、監査役は、ISO規格による環境及び品質に関する委員会の当社が資格付与した内部監査員による内部監査結果について、それぞれの委員会から報告を受けると共に、内部監査室の内部監査結果並びに会計監査人の監査終了後の監査実施概要及び監査結果についても、報告を受けております。

#### ハ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、監査と内部統制部門との関係

内部監査室の内部監査結果は、会計監査人並びに監査役とも共有し、また、監査役は会計監査人と意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じ監査に立ち会うなど、連携を図っております。また、内部監査室及び監査役は、会計監査人による監査結果を四半期毎に報告を受けております。

内部監査結果及び監査役監査結果は、内部統制部門である総務及び法務担当部署等にもフィードバックされ、社内の内部統制ルールの見直し等に繋げております。

#### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名であります。また、社外監査役は2名であります。

#### イ 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

- ・ 社外取締役及び社外監査役個人と当社との、人的関係、資本的关系及び取引はございません。
- ・ 社外取締役及び社外監査役の当社所有株式数は、当報告書の「5 役員状況」に記載しているため、省略しております。
- ・ 社外取締役淡輪敬三氏がシニアアドバイザーを兼務しているタワーズワトソン株式会社と当社の間で、当社役員及び部長以上の社員に対するリーダーシップ調査(360度調査)等に関する取引がありますが、これは、一般消費者としての通常取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

#### ロ 社外取締役及び社外監査役が当社のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

社外取締役 山田和広氏は、国際公認投資アナリストとしての経営分析力と製造業等への投資案件を数多く担当した経験を有していることから、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・経歴を当社の経営に反映して頂くために、当社の社外取締役に選任しております。毎月開催の取締役会に出席し、適切な発言を行っております。

社外取締役 淡輪敬三氏は、経営コンサルタント並びに経営者としての豊富な経験を有していることから、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・経歴を当社の経営に反映して頂くために、当社の社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所の独立役員制度の強化に合わせて、取締役会における業務執行に係る決定の局面等において、議決権を行使できる社外取締役として、かつ株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから新たに独立役員に選任しております。毎月開催の取締役会に出席し、適切な助言、提言等を適宜行っております。

社外取締役 松島克守氏は、航空機エンジンの生産技術者やコンピューター関連企業でのマーケティング責任者を経験後、経営コンサルタントとして企業の経営戦略、IT戦略等々の指導に携わり、また、学識経験者として製造業のビジネスモデル等の研究をしていることから、その経験・経歴を当社の経営に反映して頂くために、当社の社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所の独立役員制度の強化に合わせて、取締役会における業務執行に係る決定の局面等において、議決権を行使できる社外取締役として、かつ株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。毎月開催の取締役会に出席し、適切な助言、提言等を適宜行っております。

社外監査役 安永雅俊氏は、当社社外監査役として8年4ヵ月の実績を有しており、かつ国内外における弁護士活動の豊富な経験、知識が当社の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が図られるものと考え、当社の社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

社外監査役 濱田清仁氏は、当社社外監査役として8年間の実績を有しており、かつ公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、その専門性を、当社の業務執行の適法性確保のために活用して頂くために、当社の社外監査役に選任しております。

社外監査役は、取締役会に出席すると共に、監査役会で取締役の業務執行状況を常勤監査役から聴取し、取締役の業務執行状況を監査しております。

#### ハ 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社は、社外取締役又は社外監査役の選任に当たり、独立性に関する基準はありませんが、会社法上の要件充足は当然のことながら、株式会社東京証券取引所が「独立性に関する判断基準」において定める、「一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないとみなす項目」を参考にすると共に、役員の経歴、人柄、能力、年齢等を総合的に判断して、適任者をその都度決定しております。

当社では、独立役員の選任に当たり、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」を厳格に適用しておりますが、これは、独立役員の役割を当社なりに厳格に考え、特定の利害関係者から中立的に判断することが求められる局面で、独立性について一切問題ないという観点で厳選しております。

#### ニ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、前述のとおり、毎月開催の取締役会に出席し、経営の監督を行っている他に、年1回、社長と共に、社外取締役を除く取締役報酬の業績連動部分について、評価し報酬額の算定をしております。

社外監査役は、前述のとおり、毎月開催の取締役会に出席し、取締役の職務執行に関して厳正な監査を行っております。また、監査役会に出席し、監査役監査、内部監査室による内部監査の状況を共有すると共に、会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制及び監査の方法並びに国内外の子会社の内部統制状況、監査結果等について説明を受けております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査による指摘内容は、内部統制部門である総務及び法務担当部署等にもフィードバックされ、社内の内部統制ルールの見直し等に繋げております。

当社役員報酬

平成27年3月期における当社の取締役及び監査役に支払った報酬等の額は次のとおりです。

役員報酬

区分	支払人員数	報酬等の種別	金額(百万円)
取締役 (社外取締役を除く。)	4名	基本報酬	75
		賞与	10
		ストック・オプション	-
		退職慰労引当金繰入額	22
		合計	108
監査役 (社外監査役を除く。)	1名	基本報酬	9
		賞与	-
		ストック・オプション	-
		退職慰労引当金繰入額	1
		合計	10
社外役員	5名	基本報酬	35
		賞与	-
		ストック・オプション	-
		退職慰労引当金繰入額	-
		合計	35
総計	10名	基本報酬	119
		賞与	10
		ストック・オプション	-
		退職慰労引当金繰入額	23
		総額	154

(注) 1 取締役報酬年額300百万円(うち社外取締役30百万円)以内、監査役報酬年額80百万円以内  
(平成19年6月26日開催の定時株主総会において決議されました。)

2 平成27年3月31日現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。取締役には、基本報酬、役員賞与及び役員退職慰労金を支給しております。

尚、役員賞与については、平成25年4月から、業績年俸額として年俸制に切り替え、基準額を業績年俸額に組み込んでいますが、その基準額に対し、業績評価による過不足があれば、一時金として、翌年度に精算することに変更しております。

3 社外役員の退職慰労金制度は、平成24年9月1日付にて廃止しております。

4 社内取締役の役員報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5 社外取締役を除く取締役報酬については、役位別に定額報酬部分と業績連動部分から構成されており、役位別には異なります。業績連動部分については、担当部門の業績・成果また当社業績への寄与度等を総合的に勘案し、社長及び社外取締役が評価し、取締役会で審議決定しております。

また、社長に対する評価に関しては、社外取締役が評価し、取締役会で審議決定しております。

社外取締役報酬については、就任・改訂時、取締役会にて審議決定しております。

監査役報酬については、監査役会にて審議決定しております。



- 6 役員ごとの報酬等の総額につきましては、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。
- 7 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株式の保有状況

- イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式  
該当事項はありません。
- ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
該当事項はありません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度(百万円)			
	貸借対照表計上 額の合計額	貸借対照表計上 額の合計額	受取配当金の合 計額	売却損益の合計 額	評価損益の合計 額
非上場株式	0	0	-	-	-
非上場株式以外の株式	26	38	0	-	2

会計監査の状況及び顧問弁護士等専門家による助言・指導

イ 会計監査の状況

会計監査については、あらた監査法人と契約を締結し、会計監査を受けております。平成27年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士は、齊藤剛氏及び田邊晴康氏の両氏であり、あらた監査法人に所属しております。

また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士7名、その他16名であります。また、会計監査人、監査役及び内部監査室の間では、それぞれが行う監査結果の情報共有を積極的に行っております。

ロ 顧問弁護士等専門家による助言・指導

顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。その他、税務関連業務や知的財産関連業務に関しましても、外部専門家と契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ 取締役等の損害賠償責任の一部免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

八 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当については、継続的・安定的な利益還元を行うために、期末決算を経て行なわれる配当と合わせて、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

**取締役の定数**

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

**取締役の選任の決議要件**

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

**株主総会の特別決議要件**

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

**(2) 【監査報酬の内容等】**

**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	45	6	50	14
連結子会社	-	-	-	-
計	45	6	50	14

**【その他重要な報酬の内容】**

**前連結会計年度**

当社の連結子会社16社のうち14社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している、プライスウォーターハウスクーパースに属する会計事務所に対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

**当連結会計年度**

当社の連結子会社21社のうち19社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している、プライスウォーターハウスクーパースに属する会計事務所に対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

**前連結会計年度**

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「IFRS(国際財務報告基準)に関するアドバイザリー業務」及び「社内の新しいシステムに基づく業務設計に関するアドバイザリー業務」等であります。

**当連結会計年度**

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「IFRS(国際財務報告基準)に関するアドバイザリー業務」及び「社内の新しいシステムに基づく業務設計に関するアドバイザリー業務」等であります。

**【監査報酬の決定方針】**

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数・当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等へ参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	6,230	9,792
受取手形及び売掛金	9,414	12,593
商品及び製品	7,433	11,638
仕掛品	1,619	1,798
原材料及び貯蔵品	1,274	1,669
繰延税金資産	1,232	1,334
その他	745	1,707
貸倒引当金	29	55
<b>流動資産合計</b>	<b>27,920</b>	<b>40,478</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	9,916	10,532
減価償却累計額	5,625	5,630
建物及び構築物(純額)	4,290	4,901
機械装置及び運搬具	14,629	16,717
減価償却累計額	11,543	11,919
機械装置及び運搬具(純額)	3,086	4,797
土地	2,047	1,658
建設仮勘定	203	270
その他	5,813	6,097
減価償却累計額	5,436	5,565
その他(純額)	376	532
<b>有形固定資産合計</b>	<b>10,003</b>	<b>12,161</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	567	4,012
ソフトウェア	612	590
その他	14	4,407
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,194</b>	<b>9,009</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	3185	38
繰延税金資産	895	532
その他	901	961
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>1,982</b>	<b>1,532</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>13,181</b>	<b>22,703</b>
<b>繰延資産</b>		
社債発行費	5	1
<b>繰延資産合計</b>	<b>5</b>	<b>1</b>
<b>資産合計</b>	<b>41,108</b>	<b>63,183</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,249	6,113
短期借入金	1,552	1,689
1年内償還予定の社債	-	1,000
1年内返済予定の長期借入金	1,068	2,629
未払費用	1,859	2,750
未払法人税等	1,022	1,013
賞与引当金	317	328
製品保証引当金	54	55
返品調整引当金	26	402
その他	1,378	1,109
流動負債合計	12,528	17,093
固定負債		
社債	1,000	-
長期借入金	2,805	16,025
役員退職慰労引当金	157	181
退職給付に係る負債	2,458	2,431
繰延税金負債	70	1,619
その他	84	205
固定負債合計	6,576	20,464
負債合計	19,104	37,557
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金	5,199	5,219
利益剰余金	11,599	13,477
自己株式	423	367
株主資本合計	20,353	22,307
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6	1
繰延ヘッジ損益	-	56
為替換算調整勘定	891	2,643
退職給付に係る調整累計額	186	318
その他の包括利益累計額合計	698	2,269
新株予約権	37	30
少数株主持分	914	1,020
純資産合計	22,003	25,626
負債純資産合計	41,108	63,183

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	41,855	49,968
売上原価	2 26,952	2 33,143
売上総利益	14,903	16,824
販売費及び一般管理費		
販売費	8,038	10,272
一般管理費	2 2,858	2 3,156
販売費及び一般管理費合計	1 10,897	1 13,429
営業利益	4,006	3,395
営業外収益		
受取利息	31	40
受取配当金	2	0
為替差益	100	112
その他	227	217
営業外収益合計	361	371
営業外費用		
支払利息	157	239
その他	115	103
営業外費用合計	273	343
経常利益	4,094	3,423
特別利益		
固定資産売却益	-	3 347
持分変動利益	2	-
負ののれん発生益	10	-
保険解約返戻金	4	-
特別利益合計	17	347
特別損失		
減損損失	4 22	4 99
固定資産除却損	5 94	-
子会社整理損	6 188	-
特別損失合計	305	99
税金等調整前当期純利益	3,806	3,671
法人税、住民税及び事業税	1,804	1,845
法人税等調整額	494	232
法人税等合計	1,310	1,613
少数株主損益調整前当期純利益	2,495	2,057
少数株主利益	133	31
当期純利益	2,361	2,026

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	2,495	2,057
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	7
繰延ヘッジ損益	-	56
為替換算調整勘定	1,986	1,865
退職給付に係る調整額	-	132
その他の包括利益合計	1,989	1,164
包括利益	4,484	3,741
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,184	3,597
少数株主に係る包括利益	300	144

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,976	5,199	9,622	544	18,254
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,976	5,199	9,622	544	18,254
当期変動額					
剰余金の配当			323		323
当期純利益			2,361		2,361
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		25		120	95
自己株式処分差損の振替		25	25		-
連結範囲の変動			35		35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,977	120	2,098
当期末残高	3,976	5,199	11,599	423	20,353

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	8	-	929	-	937	45	649	18,012
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当期首残高	8	-	929	-	937	45	649	18,012
当期変動額								
剰余金の配当								323
当期純利益								2,361
自己株式の取得								0
自己株式の処分								95
自己株式処分差損の振替								-
連結範囲の変動								35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	-	1,820	186	1,635	8	265	1,893
当期変動額合計	2	-	1,820	186	1,635	8	265	3,991
当期末残高	6	-	891	186	698	37	914	22,003



当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,976	5,199	11,599	423	20,353
会計方針の変更による累積的影響額			536		536
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,976	5,199	12,136	423	20,889
当期変動額					
剰余金の配当			653		653
当期純利益			2,026		2,026
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		19		56	75
自己株式処分差損の振替					-
連結範囲の変動			32		32
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	19	1,341	56	1,417
当期末残高	3,976	5,219	13,477	367	22,307

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6	-	891	186	698	37	914	22,003
会計方針の変更による累積的影響額								536
会計方針の変更を反映した当期首残高	6	-	891	186	698	37	914	22,539
当期変動額								
剰余金の配当								653
当期純利益								2,026
自己株式の取得								0
自己株式の処分								75
自己株式処分差損の振替								-
連結範囲の変動								32
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7	56	1,752	132	1,570	7	105	1,669
当期変動額合計	7	56	1,752	132	1,570	7	105	3,086
当期末残高	1	56	2,643	318	2,269	30	1,020	25,626

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	3,806	3,671
減価償却費	954	1,311
減損損失	22	99
のれん償却額	167	252
子会社整理損	188	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	21	4
賞与引当金の増減額(は減少)	16	69
役員賞与引当金の増減額(は減少)	36	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,133	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	21	23
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,177	143
受取利息及び受取配当金	33	41
支払利息	157	239
固定資産除却損	107	8
固定資産売却損益(は益)	13	351
売上債権の増減額(は増加)	761	189
たな卸資産の増減額(は増加)	535	1,004
未収入金の増減額(は増加)	290	113
前払費用の増減額(は増加)	35	109
仕入債務の増減額(は減少)	284	916
未払費用の増減額(は減少)	304	139
前受金の増減額(は減少)	33	79
その他	8	98
小計	5,457	5,454
利息及び配当金の受取額	64	43
利息の支払額	178	224
法人税等の支払額	1,301	1,939
法人税等の還付額	13	5
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,056	3,338
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	2,087	1,365
有形固定資産の売却による収入	29	932
有形固定資産の除却による支出	94	-
定期預金の預入による支出	86	1
投資有価証券の取得による支出	158	-
無形固定資産の取得による支出	353	42
関係会社株式の取得による支出	45	-
差入保証金の回収による収入	10	5
投資その他の資産の増減額(は増加)	60	237
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 7,840
その他	5	146
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,729	8,402

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	576	15,359
短期借入金の返済による支出	1,043	17,706
長期借入れによる収入	2,221	15,824
長期借入金の返済による支出	670	5,714
社債の償還による支出	300	-
配当金の支払額	323	653
少数株主への配当金の支払額	59	55
自己株式の売却による収入	85	59
その他	19	63
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>465</b>	<b>7,050</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	241	1,455
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,033	3,441
現金及び現金同等物の期首残高	4,132	6,219
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	53	117
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,219	1 9,777

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 20社

連結子会社の名称

KITO Americas, Inc.  
Harrington Hoists, Inc.  
Har Ki, Inc.  
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.  
Peerless Chain Co., Inc.  
SCC JAPAN合同会社  
SCC-SECURITY CHAIN (EUROPE) HANDELES-GMBH  
KITO CANADA INC.  
Kito Europe GmbH  
KITO PHILIPPINES, INC.  
凱道起重設備(上海)有限公司  
江陰凱澄起重機械有限公司  
SIAM KITO CO., LTD.  
SUKIT BUSINESS CO., LTD.  
KITO KOREA CO., LTD.  
ARMSEL MHE PVT. LTD.  
KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA  
PT. KITO INDONESIA  
台湾開道股份有限公司  
KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD.

当連結会計年度より、PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.の全株式を取得したため、同社及びその子会社3社を連結の範囲に含めております。また、KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD.については、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において、連結子会社でありましたKIMA REALTY, INC.は、保有する全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち凱道起重設備(上海)有限公司、江陰凱澄起重機械有限公司、SIAM KITO CO., LTD.、SUKIT BUSINESS CO., LTD.、KITO KOREA CO., LTD.、KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA及び台湾開道股份有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

機械装置 9年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

##### (4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費に基づき計上しております。

返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

#### (6) 重要な収益及び費用の計上基準

##### 売上高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### (7) 重要なヘッジ会計の方法

##### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

##### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象...外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金

##### ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。

投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

##### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当連結会計年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。

#### (8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。

なお、金額の重要性が乏しいものについては発生年度に一時償却しております。

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却は、主として発生年度より5年間で均等償却しております。

#### (9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が822百万円減少し、利益剰余金が536百万円増加しております。これにより、当連結会計年度末における1株当たり純資産額が20.45円増加しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「作業屑売却収入」は営業外収益の総額の100分の10以下になったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「作業屑売却収入」に表示していた39百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「固定資産売却損益(は益)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた22百万円は、「固定資産売却損益(は益)」13百万円、「その他」8百万円として組み替えております。

## (連結貸借対照表関係)

- 1 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	5,000百万円	5,000百万円

## 2 財務制限条項

- (1) 上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成25年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額)を、平成24年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。

平成25年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 少数株主持分の金額 + 自己株式の金額)を、平成24年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。

平成23年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

- (2) 当社の借入金のうち、シンジケートローン契約(当連結会計年度末残高14,180百万円)には、以下の財務制限条項が付されております。

平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 少数株主持分の金額 + 自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。

- 3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券(株式)	158百万円	- 百万円

## (連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
給料・賞与	3,779百万円	4,686百万円
役員賞与	6百万円	10百万円
賞与引当金繰入額	124百万円	137百万円
退職給付費用	181百万円	184百万円
役員退職慰労引当金繰入額	21百万円	23百万円
貸倒引当金繰入額	12百万円	24百万円
減価償却費	233百万円	361百万円
研究開発費	790百万円	769百万円

- 2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。



	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
一般管理費	790百万円	769百万円
当期製造費用	111百万円	108百万円
計	901百万円	877百万円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物及び構築物	- 百万円	50百万円
機械装置及び運搬具	- 百万円	59百万円
土地	- 百万円	237百万円
計	- 百万円	347百万円

#### 4 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

場所	用途	種類
山梨県南アルプス市	売却予定資産	土地
山梨県中巨摩郡昭和町	遊休資産	建設仮勘定

当社グループは、売却予定資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。当連結会計年度において、売却予定資産については売却予定価額が帳簿価額を下回ることにより、また遊休資産については今後の利用が見込まれないため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（22百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、土地17百万円及び建設仮勘定5百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、土地については売却契約に基づいた金額により算出しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

場所	用途	種類
インド	その他	のれん

当社グループの減損会計適用にあたって、連結子会社は原則として各社を一つの単位としてグルーピングしております。当社の子会社であるARMSSEL MHE PVT. LTD.では地域の事業環境が依然厳しく、のれんを含む資産の回収可能額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に99百万円を計上しました。なお、のれんを含む資産の回収可能額は使用価値により算定しております。回収可能額については割引率12.5%を用いて算定した使用価値により測定しております。

#### 5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
建物及び構築物	94百万円	- 百万円
計	94百万円	- 百万円

#### 6 子会社整理損

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

部品の製造・供給のための海外子会社の資産及び人員の整理に係る損失を計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3百万円	11百万円
税効果額	1百万円	4百万円
その他有価証券評価差額金	2百万円	7百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	- 百万円	83百万円
税効果額	- 百万円	26百万円
繰延ヘッジ損益	- 百万円	56百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,902百万円	1,911百万円
税効果額	83百万円	45百万円
為替換算調整勘定	1,986百万円	1,865百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	- 百万円	299百万円
組替調整額	- 百万円	44百万円
税効果調整前	- 百万円	254百万円
税効果額	- 百万円	122百万円
退職給付に係る調整額	- 百万円	132百万円
その他の包括利益合計	1,989百万円	1,684百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	135,241	13,388,859	-	13,524,100

(注) 増加は、平成25年4月1日付で実施した、普通株式1株につき100株の割合での株式分割によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,043	598,340	134,400	469,983

(注) 増加数の内訳は、平成25年4月1日付で実施した、普通株式1株につき100株の割合での株式分割によるものが598,257株、単元未満株式の買取りによる増加が83株であります。

減少数の内訳は、ストック・オプションの行使による減少であります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回 ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	16
	第7回 ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	8
	第8回 ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	3
	第9回 ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	6
	第10回 ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1
合計			-	-	-	-	37

(注) 第10回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	129	1,000.00	平成25年3月31日	平成25年6月21日
平成25年11月12日 取締役会	普通株式	194	15.00	平成25年9月30日	平成25年12月3日

(注) 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	326	25.00	平成26年3月31日	平成26年6月25日

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	13,524,100	13,524,100	-	27,048,200

（注） 増加は、平成26年10月1日付で実施した、普通株式1株につき2株の割合での株式分割によるものであります。

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	469,983	452,033	107,000	815,016

（注） 増加数の内訳は、平成26年10月1日付で実施した、普通株式1株につき2株の割合での株式分割によるものが451,983株、単元未満株式の買取りによる増加が50株であります。

減少数の内訳は、ストック・オプションの行使による減少であります。

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回 ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	8
	第7回 ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	7
	第9回 ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	3
	第10回 ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	3
	第11回 ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	6
合計			-	-	-	-	30

（注） 第10回及び第11回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	326	25.00	平成26年3月31日	平成26年6月25日
平成26年11月13日 取締役会	普通株式	326	25.00	平成26年9月30日	平成26年12月3日

（注） 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	327	12.50	平成27年3月31日	平成27年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金	6,230百万円	9,792百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	11百万円	14百万円
現金及び現金同等物	6,219百万円	9,777百万円

2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.社株式の取得価額とPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	7,540百万円
固定資産	6,202百万円
のれん	3,439百万円
流動負債	2,003百万円
固定負債	6,931百万円
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.社株式の取得価額	8,247百万円
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.社現金及び現金同等物	406百万円
差引：PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.社取得のための支出	7,840百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、工場生産工程における生産設備用金型(「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年以内	204百万円	472百万円
1年超	452百万円	1,741百万円
合計	656百万円	2,214百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入及び社債発行による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規定に沿って期日管理及び与信管理を行っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部について先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。また、これらの一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての営業債権残高の範囲内にあります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は主に投資に係る資金調達であります。長期借入金の中に変動金利によるものがあり、金利変動リスクに晒されておりますが、その一部について金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は社内規程に従って行っており、また、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （*1）	時価（*1）	差額
(1) 現金及び預金	6,230	6,230	-
(2) 受取手形及び売掛金	9,414		
貸倒引当金	29		
	9,384	9,384	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	26	26	-
資産計	15,642	15,642	-
(1) 支払手形及び買掛金	(5,249)	(5,249)	-
(2) 短期借入金	(1,552)	(1,552)	-
(3) 未払費用	(1,859)	(1,859)	-
(4) 未払法人税等	(1,022)	(1,022)	-
(5) 社債	(1,000)	(997)	2
(6) 長期借入金（*2）	(3,873)	(3,848)	25
負債計	(14,558)	(14,530)	27
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	(15)	(15)	-
ヘッジ会計が適用されて いるもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(15)	(15)	-

（\*1） 負債に計上されているものについては（ ）で表示しております。

（\*2） 長期借入金の連結貸借対照表計上額については、1年以内返済予定長期借入金を含めています。



当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	9,792	9,792	-
(2) 受取手形及び売掛金	12,593		
貸倒引当金	55		
	12,538	12,538	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	38	38	-
資産計	22,369	22,369	-
(1) 支払手形及び買掛金	(6,113)	(6,113)	-
(2) 短期借入金	(1,689)	(1,689)	-
(3) 未払費用	(2,750)	(2,750)	-
(4) 未払法人税等	(1,013)	(1,013)	-
(5) 社債	(1,000)	(1,000)	0
(6) 長期借入金(*2)	(18,655)	(18,656)	0
負債計	(31,222)	(31,223)	1
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	(4)	(4)	-
ヘッジ会計が適用されて いるもの	(83)	(83)	-
デリバティブ取引計	(87)	(87)	-

(\*1) 負債に計上されているものについては( )で表示しております。

(\*2) 長期借入金の連結貸借対照表計上額については、1年以内返済予定長期借入金を含めています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用、並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	平成26年3月31日	平成27年3月31日
非上場株式	0	0
関係会社株式	158	-

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,230	-	-	-
受取手形及び売掛金	9,414	-	-	-

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,792	-	-	-
受取手形及び売掛金	12,593	-	-	-

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,552	-	-	-	-	-
社債	-	1,000	-	-	-	-
長期借入金	1,068	1,011	834	577	382	-
合計	2,621	2,011	834	577	382	-

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,689	-	-	-	-	-
社債	1,000	-	-	-	-	-
長期借入金	2,629	2,437	2,159	1,960	1,578	7,890
合計	5,319	2,437	2,159	1,960	1,578	7,890

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	0	0	0
計	0	0	0
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	26	36	9
計	26	36	9

当連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	38	36	2
計	38	36	2
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
計	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,112	-	9	9
	加ドル	139	-	3	3
	ユーロ	124	-	2	2
合計		1,376	-	15	15

(注) 時価の算定方法・・・為替予約取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	829	-	10	10
	加ドル	149	-	1	1
	ユーロ	136	-	6	6
合計		1,115	-	4	4

(注) 時価の算定方法・・・為替予約取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

2 ヘッジ会計が適用されてるデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

該当する取引はありません。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	9,132	9,132	83

(注) 時価の算定方法・・・金利スワップ取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

一部の連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,635百万円	3,834百万円
会計方針の変更による累積的影響額	-	822
会計方針の変更を反映した期首残高	3,635	3,011
勤務費用	221	273
利息費用	74	77
数理計算上の差異の発生額	82	405
過去勤務費用の発生額	1	-
退職給付の支払額	186	260
新規連結に伴う増加	-	2,582
その他	8	261
退職給付債務の期末残高	3,834	6,352

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	1,191百万円	1,375百万円
期待運用収益	24	102
数理計算上の差異の発生額	78	106
事業主からの拠出額	160	186
退職給付の支払額	86	164
新規連結に伴う増加	-	2,101
その他	7	213
年金資産の期末残高	1,375	3,921

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,925百万円	4,785百万円
年金資産	1,375	3,921
	549	864
非積立型制度の退職給付債務	1,908	1,566
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,458	2,431
退職給付に係る負債	2,458	2,431
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,458	2,431

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	221百万円	273百万円
利息費用	74	77
期待運用収益	24	102
数理計算上の差異の費用処理額	31	45
過去勤務費用の費用処理額	0	0
確定給付制度に係る退職給付費用	302	293

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
過去勤務費用	- 百万円	0百万円
数理計算上の差異	-	253
合 計	-	254

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
未認識過去勤務費用	5百万円	4百万円
未認識数理計算上の差異	289	544
合 計	283	540

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
債券	27%	28%
株式	46	61
現金及び預金	0	0
一般勘定	23	9
その他	4	2
合 計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
割引率	2.0%	2.1%
長期期待運用収益率	2.0%	5.5%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度92百万円、当連結会計年度98百万円でありま

す。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	2百万円	8百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回	第7回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社執行役員2名	当社取締役3名 当社執行役員2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 120,000株	普通株式 120,000株
付与日	平成21年6月25日	平成22年5月26日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	平成21年6月25日～ 平成25年6月30日	平成22年5月26日～ 平成26年5月31日
権利行使期間	平成23年6月25日～ 平成31年6月24日	平成24年5月26日～ 平成32年5月25日

	第8回	第9回
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員1名	当社執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 40,000株	普通株式 140,000株
付与日	平成22年9月29日	平成23年5月27日
権利確定条件	(注)4	(注)5
対象勤務期間	平成22年9月29日～ 平成26年9月30日	平成23年5月27日～ 平成26年5月31日
権利行使期間	平成24年9月29日～ 平成32年9月28日	平成25年5月27日～ 平成33年5月26日

	第10回	第11回
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員1名	当社執行役員2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 20,000株	普通株式 60,000株
付与日	平成25年5月29日	平成26年5月28日
権利確定条件	(注)6	(注)7
対象勤務期間	平成25年5月29日～ 平成28年5月29日	平成26年5月28日～ 平成30年5月28日
権利行使期間	平成27年5月29日～ 平成35年5月28日	平成28年5月28日～ 平成36年5月27日



- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、平成25年4月1日付株式分割(1株につき100株の割合)及び平成26年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 権利確定日である、第1回(平成23年6月25日)、第2回(平成24年6月30日)、第3回(平成25年6月30日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
  - 3 付与対象者5名のうち、取締役3名及び執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定条件は付されておられません。また、執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(平成24年5月26日)、第2回(平成25年5月31日)、第3回(平成26年5月31日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
  - 4 権利確定日である、第1回(平成24年9月29日)、第2回(平成25年9月30日)、第3回(平成26年9月30日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
  - 5 権利確定日である、第1回(平成25年5月27日)、第2回(平成26年5月31日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
  - 6 権利確定日である、第1回(平成27年5月29日)、第2回(平成28年5月29日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
  - 7 付与対象者2名につき、それぞれ異なった条件を付しております。すなわち、執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(平成28年5月28日)、第2回(平成29年5月28日)、第3回(平成30年5月28日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。また、もう1名の執行役員に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(平成28年5月28日)、第2回(平成29年5月28日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回	第7回	第8回	第9回
権利確定前（株）				
前連結会計年度	-	10,000	10,000	30,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	10,000	10,000	30,000
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
前連結会計年度	90,000	82,000	30,000	30,000
権利確定	-	10,000	10,000	30,000
権利行使	43,000	12,000	40,000	30,000
失効	-	-	-	-
未行使残	47,000	80,000	-	30,000

	第10回	第11回
権利確定前（株）		
前連結会計年度	20,000	-
付与	-	60,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	20,000	60,000
権利確定後（株）		
前連結会計年度	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第5回	第7回	第8回	第9回
権利行使価格(円)	537 (注)1	605 (注)1	443 (注)1	391 (注)1
行使時平均株価(円)	1,120	1,213	1,147	1,164
付与日における公正な評価単価(円) (条件変更日における評価単価)	183 (注)2	98 (注)2	(94) (注)3	108

	第10回	第11回
権利行使価格(円)	853	1,140
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	260	318

(注) 平成26年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

(注)1 第5回、第7回、第8回の権利行使価格につきましては、割当日後、当社が時価を下回る価格で自己株式の処分を行ったため、新株予約権割当契約に則り行使価格を以下のとおり調整(調整により生じる1円未満の端数は切り上げる)しております。

・第5回541円 537円 ・第7回609円 605円 ・第8回446円 443円

なお、平成26年10月1日に、1株を2株とする株式分割を実施しているため、上記行使価格については分割後の価格によっております。

- 第5回、第7回の条件変更を行なった結果、条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行っておりません。
- 第8回の条件変更を行なった結果、条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価を上回ったため、公正な評価単価の見直しを行ないました。

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

#### (1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

#### (2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性

第11回新株予約権 42.38%

平成19年8月9日～平成26年5月28日の株価実績に基づき算定

予想残存期間

第11回新株予約権 6年～7年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

予想配当

第11回新株予約権 2.83%

平成24年3月期から平成26年3月期の平均年間配当実績によっております。

無リスク利率

第11回新株予約権 0.60%

平成26年5月に公表された長期国債(10年)の利回り

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付に係る負債	844百万円	779百万円
役員退職慰労引当金	54	57
繰越欠損金	86	45
賞与引当金	100	97
ゴルフ会員権評価損	32	29
棚卸資産評価損	63	-
減損損失	31	-
未実現利益	608	737
為替換算調整勘定	83	38
その他	482	988
繰延税金資産小計	2,389百万円	2,773百万円
評価性引当額	156百万円	405百万円
繰延税金資産合計	2,233百万円	2,367百万円
(繰延税金負債)		
海外子会社の未分配利益	49	33
のれん	27	20
固定資産	-	1,906
その他	97	160
繰延税金負債合計	174百万円	2,121百万円
繰延税金資産の純額	2,058百万円	246百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	1,232百万円	1,334百万円
固定資産 - 繰延税金資産	895	532
流動負債 - その他	-	0
固定負債 - 繰延税金負債	70	1,619

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	37.6%	34.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1%	5.3%
受取配当金	0.2%	0.2%
評価性引当額の増減	0.0%	1.5%
住民税均等割等	0.5%	0.5%
のれん償却額	0.9%	3.0%
海外子会社の未分配利益	0.0%	0.4%
試験研究費税額控除	1.1%	0.9%
外国税額控除	0.2%	0.0%
海外子会社の税率差異	4.8%	3.6%
未実現利益	1.6%	0.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額	1.0%	2.6%
修正		
その他	0.7%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4%	43.9%

## 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引き下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の34.8%から32.3%に、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については31.5%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は98百万円減少し、法人税等調整額が96百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、繰延ヘッジ損益2百万円、それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.  
事業の内容 チェーン・チェーン関連製品の製造・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

米国で最大級のチェーン製造会社であるPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.を傘下に収めることで、ホイスト製品の品質を担保する上で最も重要な部品であるチェーンの生産を強化すると同時に、吊り具などホイスト製品の周辺機器であるチェーン製品の品揃えを拡充することで当事業のさらなる成長を見込むためであります。

(3) 企業結合日

平成26年8月21日(株式取得日)  
平成26年9月30日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

当社の100%子会社であるKITO Americas, Inc.による株式取得

(5) 結合後企業の名称

PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価としてPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.の株式を100%取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成26年9月30日をみなし取得日としているため、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの業績が含まれております。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	7,864百万円
取得に直接要した費用	383百万円
取得原価	8,247百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

3,439百万円

(2) 発生原因

PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.の今後の事業展開によって期待される将来の収益力に関連して発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	7,540百万円
固定資産	6,202百万円
資産合計	13,743百万円
流動負債	2,003百万円
固定負債	6,931百万円
負債合計	8,934百万円

6. のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに加重平均償却期間

顧客関係資産	1,913百万円	償却期間	20年
技術関連資産	979百万円	償却期間	13年
商標権	1,193百万円	償却期間	-

7. 取得原価の配分

当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理性のある情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

8. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	5,800百万円
営業利益	375百万円

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算出された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。なお、影響の概算額については、監査証明を受けておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ホイスト・クレーン等の製造・販売をしており、国内においては当社が、海外においては米州、中国、アジア及び欧州等の各地域を現地法人がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、製造・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本、米州、中国、アジア及び欧州の5つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。



3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
売上高								
外部顧客への売上高	12,849	13,031	8,604	5,829	1,540	41,855	-	41,855
セグメント間の内部売上高又は振替高	9,727	29	138	819	5	10,720	10,720	-
計	22,577	13,060	8,742	6,649	1,546	52,576	10,720	41,855
セグメント利益	4,194	903	954	459	45	6,556	2,550	4,006
セグメント資産	21,310	8,665	8,245	6,258	1,106	45,587	4,479	41,108
その他の項目								
減価償却費	494	70	246	113	17	942	11	954
のれんの償却額	11	-	65	97	-	174	-	174
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,642	67	124	565	22	2,422	17	2,440

(注)1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 2,550百万円には、セグメント間取引消去 751百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,798百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額 4,479百万円には、セグメント間取引消去 4,230百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産66百万円等が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額17百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
売上高								
外部顧客への売上高	12,751	21,888	8,198	5,442	1,686	49,968	-	49,968
セグメント間の内部売上高又は振替高	11,763	78	305	29	5	12,182	12,182	-
計	24,514	21,967	8,504	5,471	1,692	62,150	12,182	49,968
セグメント利益又は損失( )	4,726	744	836	374	9	5,941	2,545	3,395
セグメント資産	24,862	28,622	8,718	5,964	1,064	69,232	6,048	63,183
その他の項目								
減価償却費	578	302	264	148	7	1,301	9	1,311
のれんの償却額	11	172	0	67	-	252	-	252
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	894	265	144	97	5	1,408	0	1,408

(注)1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失( )の調整額 2,545百万円には、セグメント間取引消去 459百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,085百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額 6,048百万円には、セグメント間取引消去 6,131百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産56百万円等が含まれております。全社資産は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額0百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。

2 セグメント利益又は損失( )は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
11,624	13,034	8,603	6,168	1,665	759	41,855

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
11,702	21,888	8,198	5,676	1,823	677	49,968

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】  
前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
減損損失	19	-	-	-	-	19	3	22

(注)「全社・消去」の金額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る金額であります。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
減損損失	-	-	-	99	-	99	-	99

(注)「全社・消去」の金額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】  
前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(のれん)

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
当期償却額	11	-	65	97	-	174	-	174
当期末残高	77	-	0	488	-	567	-	567

(負ののれん)

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
当期償却額	-	-	7	-	-	7	-	7
当期末残高	-	-	-	-	-	-	-	-

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(のれん)

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州			
当期償却額	11	172	0	67	-	252	-	252
当期末残高	66	3,587	-	358	-	4,012	-	4,012

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

「アジア」において、当社連結子会社であるSIAM KITO CO.,LTD.の株式追加取得時に取得原価が、減少する少数株主持分の金額を下回ったため、その超過額を負ののれん発生益として認識しております。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当連結会計年度においては10百万円であります。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	Edward W.Hunter	-	-	当社常務 執行役員 Harrington Hoists, Inc./CEO	(被所有) 直接0.15%	新株予約権 (ストック・ オプション) の行使	新株予約権 (ストック・ オプション) の行使	34 (62,400株)	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 平成17年3月11日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。
- 2 「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
- 3 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	伊藤 祝	-	-	当社常務取締役 常務執行役員	(被所有) 直接0.05%	新株予約権 (ストック・ オプション) の行使(注)1	新株予約権 (ストック・ オプション) の行使	21 (40,000株)	-	-
役員	宇川 維亜	-	-	当社執行役員	(被所有) 直接0.16%	新株予約権 (ストック・ オプション) の行使(注)2	新株予約権 (ストック・ オプション) の行使	17 (40,000株)	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 平成21年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。
- 2 平成22年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。
- 3 「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
- 4 宇川 維亜氏は、平成27年4月1日に当社執行役員を退任したため、上記は執行役員在任期間中の取引について記載しております。
- 5 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合限る。）等  
前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
連結子 会社の 役員	Marc Premont	-	-	KITO CANADA INC./CEO	(被所有) -%	金銭の貸付	金銭の貸付	14	短期貸付金 長期貸付金	1 12

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場金利に基づき貸付利率を決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	806.32円	936.83円
1株当たり当期純利益金額	91.25円	77.52円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	90.42円	77.11円

(注) 1. 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	22,003	25,626
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	951	1,050
(うち新株予約権)	(37)	(30)
(うち少数株主持分)	(914)	(1,020)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	21,051	24,576
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	26,108,234	26,233,184

(注) 3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	2,361	2,026
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	2,361	2,026
普通株式の期中平均株式数(株)	25,884,032	26,147,003
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	237,356	139,796
(うち新株予約権)(株)	(237,356)	(139,796)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第10回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成24年6月22日 取締役会決議日 平成25年5月28日 (新株予約権の数 100個 普通株式 20,000株)	第11回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成25年6月20日 取締役会決議日 平成26年5月27日 (新株予約権の数 300個 普通株式 60,000株)



(重要な後発事象)

新株予約権(ストック・オプション)の発行について

1. 当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、平成26年6月24日開催の第70回定時株主総会の決議によって承認されました新株予約権の募集事項の決定の委任に基づき、当社の執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、下記のとおり、決議いたしました。

新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。

新株予約権の数	50個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株

新株予約権の行使期間

平成29年5月27日から平成37年5月26日まで

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. 当社は、下記のとおり、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成27年6月23日開催の第71回定時株主総会において決議いたしました。

新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。

新株予約権の数	1,000個を上限とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株を上限とする。

新株予約権の行使期間

付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議で定めるものとする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 キトー	第3回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成22年 6月30日	1,000	1,000 (1,000)	1.41	無担保 社債	平成27年 6月30日
合計	-	-	1,000	1,000 (1,000)	-	-	-

(注) 1 ( )内書は、1年内償還予定の金額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,552	1,689	4.95	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,068	2,629	1.57	-
1年以内に返済予定のリース債務	62	41	3.62	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,805	16,025	1.26	平成28年～平成37年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	38	77	4.84	平成28年～平成33年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	5,527	20,463	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,437	2,159	1,960	1,578
リース債務	36	20	9	10

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	8,430	18,400	32,868	49,968
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	226	950	2,221	3,671
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	69	504	1,269	2,026
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	2.65	19.31	48.58	77.52

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 金額 (円)	2.65	16.66	29.26	28.91

(注) 当社は、平成26年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、「1株当たり四半期(当期)純利益金額」及び「1株当たり四半期純利益金額」を算定しております。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	3,714	6,133
受取手形	138	55
売掛金	1 5,514	1 6,151
商品及び製品	2,743	2,633
仕掛品	1,251	1,260
原材料及び貯蔵品	494	388
前払費用	149	193
繰延税金資産	437	695
未収入金	1 122	1 341
未収消費税等	152	234
関係会社短期貸付金	-	471
その他	1 10	1 196
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	14,729	18,755
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1,698	1,838
構築物	47	95
機械及び装置	1,420	1,220
車両運搬具	12	10
工具、器具及び備品	170	276
土地	1,348	1,000
リース資産	74	57
建設仮勘定	69	91
有形固定資産合計	4,841	4,590
<b>無形固定資産</b>		
のれん	77	66
ソフトウェア	591	569
電話加入権	3	3
無形固定資産合計	673	639
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	26	38
関係会社株式	4,266	4,011
関係会社出資金	3,237	3,237
関係会社長期貸付金	187	12,515
長期前払費用	31	182
繰延税金資産	1,027	434
差入保証金	161	162
役員退職慰労保険積立金	77	90
投資損失引当金	157	-
投資その他の資産合計	8,859	20,673
固定資産合計	14,373	25,903
<b>繰延資産</b>		
社債発行費	5	1
繰延資産合計	5	1
資産合計	29,108	44,659

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	863	758
買掛金	1 2,613	1 2,780
1年内償還予定の社債	-	1,000
1年内返済予定の長期借入金	762	3 2,280
リース債務	53	26
未払金	30	26
未払法人税等	906	606
未払費用	1 1,355	1 1,694
前受金	37	0
預り金	27	31
賞与引当金	288	311
製品保証引当金	22	24
返品調整引当金	2	2
設備関係支払手形	23	162
設備関係未払金	636	233
その他	15	11
流動負債合計	7,639	9,951
固定負債		
社債	1,000	-
長期借入金	2,238	3 15,738
リース債務	27	35
退職給付引当金	2,143	1,368
役員退職慰労引当金	157	181
その他	42	126
固定負債合計	5,609	17,450
負債合計	13,248	27,401
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金		
資本準備金	5,199	5,199
その他資本剰余金	-	19
資本剰余金合計	5,199	5,219
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	5	5
別途積立金	150	150
繰越利益剰余金	6,919	8,298
利益剰余金合計	7,075	8,453
自己株式	423	367
株主資本合計	15,828	17,283
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	1
繰延ヘッジ損益	-	56
評価・換算差額等合計	6	55
新株予約権	37	30
純資産合計	15,859	17,257
負債純資産合計	29,108	44,659

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	2 22,577	2 24,514
売上原価	2 14,449	2 15,369
売上総利益	8,127	9,145
販売費及び一般管理費	1 5,732	1 6,504
営業利益	2,395	2,640
営業外収益		
受取利息	4	134
受取配当金	2 332	2 217
為替差益	112	165
その他	104	95
営業外収益合計	554	612
営業外費用		
支払利息	41	130
アレンジメントフィー	22	24
その他	54	36
営業外費用合計	118	190
経常利益	2,831	3,062
特別利益		
関係会社株式償還益	-	262
保険解約返戻金	4	-
特別利益合計	4	262
特別損失		
減損損失	22	-
固定資産除却損	3 94	-
関係会社株式評価損	4 906	4 636
投資損失引当金繰入額	157	-
特別損失合計	1,180	636
税引前当期純利益	1,656	2,688
法人税、住民税及び事業税	1,109	1,121
法人税等調整額	510	71
法人税等合計	598	1,193
当期純利益	1,057	1,495

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,976	5,199	-	5,199	5	150	6,210	6,366	544	14,999
会計方針の変更による累積的影響額										
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,976	5,199	-	5,199	5	150	6,210	6,366	544	14,999
当期変動額										
剰余金の配当							323	323		323
当期純利益							1,057	1,057		1,057
自己株式の取得									0	0
自己株式の処分			25	25					120	95
自己株式処分差損の振替			25	25			25	25		-
固定資産圧縮積立金の取崩					-					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	708	708	120	829
当期末残高	3,976	5,199	-	5,199	5	150	6,919	7,075	423	15,828

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8	-	8	45	15,035
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	8	-	8	45	15,035
当期変動額					
剰余金の配当					323
当期純利益					1,057
自己株式の取得					0
自己株式の処分					95
自己株式処分差損の振替					-
固定資産圧縮積立金の取崩					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	-	2	8	5
当期変動額合計	2	-	2	8	824
当期末残高	6	-	6	37	15,859

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,976	5,199	-	5,199	5	150	6,919	7,075	423	15,828
会計方針の変更による累積的影響額							536	536		536
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,976	5,199	-	5,199	5	150	7,456	7,611	423	16,365
当期変動額										
剰余金の配当							653	653		653
当期純利益							1,495	1,495		1,495
自己株式の取得									0	0
自己株式の処分			19	19					56	75
自己株式処分差損の振替										-
固定資産圧縮積立金の取崩					0		0	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	19	19	0	-	842	841	56	917
当期末残高	3,976	5,199	19	5,219	5	150	8,298	8,453	367	17,283

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6	-	6	37	15,859
会計方針の変更による累積的影響額					536
会計方針の変更を反映した当期首残高	6	-	6	37	16,396
当期変動額					
剰余金の配当					653
当期純利益					1,495
自己株式の取得					0
自己株式の処分					75
自己株式処分差損の振替					-
固定資産圧縮積立金の取崩					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7	56	49	7	56
当期変動額合計	7	56	49	7	861
当期末残高	1	56	55	30	17,257



【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・半製品・原材料

総平均法による原価法

仕掛品・未成工事支出金

個別法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

機械装置 9年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 投資損失引当金

子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費に基づき計上しております。

#### (5) 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

#### (6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### (7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4 収益及び費用の計上基準

#### 売上高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。

なお、金額的重要性が乏しいものについては発生年度に一時償却しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象...外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金

ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。

投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当事業年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が822百万円減少し、繰越利益剰余金が536百万円増加しております。これにより、当事業年度末における1株当たり純資産額が20.45円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「コミットメントフィー」及び「固定資産除却損」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「コミットメントフィー」15百万円、「固定資産除却損」11百万円、「その他」27百万円は、「その他」54百万円として組み替えております。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期金銭債権	3,101百万円	3,938百万円
短期金銭債務	53百万円	41百万円

2 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	-百万円	-百万円
差引額	5,000百万円	5,000百万円

## 3 財務制限条項

(1) 上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成25年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額)を、平成24年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。

平成25年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 少数株主持分の金額 + 自己株式の金額)を、平成24年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。

平成23年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

(2) 当社の借入金のうち、シンジケートローン契約(当事業年度末残高14,180百万円)には、以下の財務制限条項が付されております。

平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 少数株主持分の金額 + 自己株式の金額)を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

平成27年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。

4 偶発債務

下記の会社のリース契約及び金融機関からの借入金に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(リース契約)

前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
Kito Europe GmbH	5百万円	Kito Europe GmbH	3百万円
計	5百万円	計	3百万円

(借入金)

前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
Kito Europe GmbH	358百万円	Kito Europe GmbH	257百万円
SIAM KITO CO., LTD.	673百万円	SIAM KITO CO., LTD.	958百万円
KITO KOREA CO., LTD.	406百万円	KITO KOREA CO., LTD.	402百万円
ARMSEL MHE PVT. LTD.	319百万円	ARMSEL MHE PVT. LTD.	396百万円
PT. KITO INDONESIA	63百万円	PT. KITO INDONESIA	92百万円
		台湾開道股份有限公司	134百万円
計	1,821百万円	計	2,242百万円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度50%、当事業年度49%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度50%、当事業年度51%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
給料・賞与	1,384百万円	1,506百万円
役員賞与	6百万円	10百万円
賞与引当金繰入額	116百万円	143百万円
退職給付費用	110百万円	113百万円
役員退職慰労引当金繰入額	21百万円	23百万円
貸倒引当金繰入額	0百万円	0百万円
減価償却費	86百万円	108百万円
研究開発費	721百万円	686百万円

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	9,876百万円	11,732百万円
仕入高	957百万円	313百万円
営業取引以外の取引による取引高	336百万円	613百万円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物及び構築物	94百万円	- 百万円
計	94百万円	- 百万円

4 関係会社株式評価損

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

部品の製造・供給のための海外子会社の株式に係る評価損を計上しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

製品及び商品販売のための海外子会社の株式に係る評価損を計上しております。

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は4,011百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は4,266百万円)及び関係会社出資金(当事業年度の貸借対照表計上額は3,237百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は3,237百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## ( 税効果会計関係 )

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	745百万円	431百万円
役員退職慰労引当金	54	57
賞与引当金	93	91
ゴルフ会員権評価損	32	29
減損損失	31	-
関係会社株式評価損	315	260
その他	441	691
繰延税金資産小計	1,715百万円	1,561百万円
評価性引当額	215百万円	405百万円
繰延税金資産合計	1,500百万円	1,156百万円
(繰延税金負債)		
のれん	27百万円	20百万円
その他	7	5
繰延税金負債合計	34百万円	26百万円
繰延税金資産の純額	1,465百万円	1,129百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後	34.8%
(調整)	の法人税等の負担率との間の差異	
交際費等永久に損金に算入されない項目	が法定実効税率の100分の5以下	1.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	であるため注記を省略しております。	2.7
評価性引当額の増減		7.8
住民税均等割等		0.7
国外配当金源泉税		1.0
試験研究費税額控除		1.2
所得拡大促進税制に係る税額控除		1.3
生産性向上設備投資促進税制に係る税額控除		0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		3.6
その他		1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率		44.4

## 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の34.8%から32.3%に、平成28年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31.5%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は98百万円減少し、法人税等調整額が96百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、繰延ヘッジ損益2百万円、それぞれ増加しております。



(重要な後発事象)

新株予約権(ストック・オプション)の発行について

1. 当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、平成26年6月24日開催の第70回定時株主総会の決議によって承認されました新株予約権の募集事項の決定の委任に基づきまして、当社の執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、下記のとおり、決議いたしました。

新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。

新株予約権の数 50個

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 10,000株

新株予約権の行使期間

平成29年5月27日から平成37年5月26日まで

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. 当社は、下記のとおり、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成27年6月23日開催の第71回定時株主総会において決議いたしました。

新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。

新株予約権の数 1,000個を上限とする。

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 200,000株を上限とする。

新株予約権の行使期間

付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議で定めるものとする。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	5,829	267	31	126	6,065	4,226
	構築物	398	53	11	5	439	344
	機械及び装置	10,612	65	88	263	10,590	9,369
	車両運搬具	117	-	5	2	112	102
	工具、器具及び備品	5,141	192	100	80	5,234	4,958
	土地	1,348	5	352	-	1,000	-
	リース資産	182	33	-	50	215	158
	建設仮勘定	69	1,236	1,215	-	91	-
	計	23,699	1,854	1,804	529	23,749	19,159
無形固定資産	のれん	118	-	-	11	118	52
	ソフトウェア	686	108	82	57	712	142
	電話加入権	3	-	-	-	3	-
	計	808	108	82	69	834	195

(注) 1 当期増加額及び減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物の増加

本社工場建屋耐震補強工事	175百万円
構内ネットワーク環境ワイヤリング工事	19百万円

構築物の増加

本社工場構内北側道路	14百万円
本社第一駐車場補修工事	20百万円

機械及び装置の増加

WG 1 倉庫制御系更新	11百万円
キリカエカバー T I G 溶接装置更新	9百万円

機械及び装置の減少

キリカエカバー T I G 溶接装置更新による除却	10百万円
オートローダ付 縦ホブ盤除却	13百万円

工具、器具及び備品の増加

構内ネットワーク環境機器更新	19百万円
金型転注による増加	147百万円

土地の減少

若草土地売却	347百万円
--------	--------

ソフトウェアの増加

KJWEB サイトリニューアル・CADDownload構築	46百万円
社内会計システム更新	43百万円

2 建設仮勘定の増加額は本勘定に振替えられているため、その主な内容の記載を省略しております。

3 当期首残高及び当期末残高は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	0	0	0	0
投資損失引当金	157	-	157	-
賞与引当金	288	311	288	311
製品保証引当金	22	24	22	24
返品調整引当金	2	2	2	2
役員退職慰労引当金	157	23	-	181

(注) 引当金計上の理由及び額の算出方法は、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL <a href="http://kito.com/jp/epn/">http://kito.com/jp/epn/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利並びに後記2に記載の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 2 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第70期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月25日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年6月25日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第71期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月11日関東財務局長に提出。

第71期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月14日関東財務局長に提出。

第71期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成27年2月13日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

平成26年6月27日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。

平成26年7月23日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第16号の2に基づく臨時報告書であります。

平成27年6月3日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 臨時報告書の訂正報告書

平成27年6月24日関東財務局長に提出。

平成27年6月3日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月24日

株式会社キトー

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 齊藤 剛

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田邊 晴康

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キトーの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社キトーが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月24日

株式会社キトー

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 齊藤 剛  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田邊 晴康  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第71期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトーの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。